

次ページへ続く

Continued on next page...

(翻刻) 旧三井文庫本『耳囊』(卷一)

長谷川強

カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館所蔵の旧三井文庫本『耳囊』完本十巻十冊については、拙稿「カリフォルニア大学バークレー校蔵旧三井文庫本耳囊」(かがみ二十六号、六十二年三月)に紹介した。今回は翻刻による本文の紹介を行うが、分量の関係で巻一に限らざるを得なかった。原本には全くない句読点を付し、異体の字は若干残した他は常用の字体に改めた。平出・闕字の箇所は一字あけとし、それが守られていない箇所はあけていない。御許可下さった同館館長のドナルド・H・シャイブリ教授に御礼申上げる。

耳囊

一

(表紙)

つもる山とはなりにけり。つかね捨んも本意なく、其実を拾ひ其葉を捨んと、幾度か硯に向ひ筆を採れと、宦務のいとま無きに校輯も等閑に成りぬ。その中には恐れ多くも公の御言葉をも載ぬれと、世の人に見すへきに非ず(一才)と、聞しまゝにしるしぬ。市中の鄙言など誠に戯れことなれと、是も洩らさて書綴りぬ。数多き中にはいつはりの言葉もありぬへけれど、かゝる人の偽は知らず、唯聞し事を有のまゝにしるせり。尤他人に見すへき事は堅く禁しぬれば、文章の拙きもまた取かざるへきにあらず。はしめよりの志をうしなはしとて耳囊と名つけぬと云爾。

東都

藤原守信自叙

(一ウ)

耳囊卷一目録

此冊子は當中勤仕のいとま、古老の物語或は茅屋を訪来し人の雑談、暫く耳にとまりて面白きと思ひし事、亦は子孫の心えにも成らんとおもふ事ともを、かたはらなる反故のうらに書とめて一囊に入置しに、塵

一 禅気狂歌之事

一 下風道二齋か事

一 小野次郎右衛門出身の事附伊藤一刀齋トマか事

- 一 小野次郎右衛門遠流の事附御免にて召帰さるゝ事
- 一 御射留御格言の事附御仁心之事
- 一 續聚の事
- 一 兩國橋掛替の事
- 一 盲人かたり事故す事
- 一 悪しき戯れ致間舗事附悪事に頓智の事
- 一 觀世新九郎修行自然の事
- 一 万年石の事
- 一 ヤロカツといふ物の事
- 一 近星の事
- 一 仁君御慈愛の事
- 一 浄円院様御賢徳の事
- 一 和国医師僧官起立の事
- 一 南光坊書記を写せるよしの事
- 一 妖氣強勇に不勝事
- 一 長尾全葦か家起立の事
- 一 貨殖工夫の事
- 一 奇術の事
- 一 人の精力しるしある事
- 一 御力量の事
- 一 石谷某狂歌の事
- 一 大陰の人因果物語の事

(二オ)

(二ウ)

- 一 金春太夫か事
- 一 鼻金剛か事
- 一 芸は智チ純ジュンに寄さる事
- 一 微物奇術ある事
- 一 死念なしとも極めかたき事
- 一 金精神の事
- 一 陽物を祭りて富を得る事
- 一 山事の手段も人の非に乗る事
- 一 不義に不義の禍ある事
- 一 傾城奸計の事
- 一 為広塚の事
- 一 柳生但馬守心法は沢庵弟子たる事
- 一 柳生家門番の事
- 一 大岡越前守金言の事
- 一 妖怪なしとも難極事
- 一 下はらひの事
- 一 湿病狂歌の事
- 一 相学奇談の事
- 一 池田多次見か妻倭歌の事
- 一 烏丸光栄入道下山和歌の事
- 一 大通人図の事
- 一 諺歌の事

(三オ)

(三ウ)

- 一 悪女歌の事
- 一 女をいましめし歌の事
- 一 河童の事
- 一 犬に位給はりし支
- 一 儉約を守る歌の事
- 一 紀陽公賢徳の事
- 一 酒井忠実候儉約を守る事
- 一 小刀銘の事
- 一 水野家土岩崎彦右衛門事
- 一 江戸最負発句の事
- 一 藤古実の事
- 一 下賤の者にも見式ある事
- 一 天道の論喩の事
- 一 江戸武器自然の事
- 一 康福公狂歌の事
- 一 鬼谷子心取物語の事
- 一 物は一途になくは成就せざる事
- 一 山中鹿之介武辺判談の事
- 一 沢庵醫書の事
- 一 大杏哲大坂屋平六五十嵐狐膏薬江戸 最初の事
- 一 幾世餅起立の事
- 一 京都風の神送りの事

(四才)

- 一 金春太夫芸評を申上し事
- 一 葉研堀不動起立の事
- 一 足利学校聖像の事
- 一 人の運不可計事二箇条
- 一 信心に奇特ありし事共
- 一 雷を嫌ふ事あるましき事
- 一 碁所道智御答之事
- 一 実母散起立の事
- 一 人の性忌嫌ふ物ある事
- 一 天命自然の事
- 一 旧室風狂の事
- 一 奇病并鍼術ある事
- 一 御鷹野先羅漢寺御答殊勝の事
- 一 土屋相摸守御加増ありし事
- 一 時代うつりかはる事
- 一 前生なしとも難極事
- 一 不思議なしとも極かたき事
- 一 尊崇する所奇瑞ある事
- 一 一心決する所願ひ成就する事
- 一 名君世の助けを捨給はざる事
- 一 異物又奇偶ある事
- 一 武辺手段ある事

(四ウ)

(五才)

一 怪僧墨蹟（墨蹟）の事

一 羽蟻を止る呪の事

一 焼尿まじないの事

一 蠟燭の流れを留る事

(五ウ)

禅気狂歌の事

芝の辺に柳屋何某といへる打物商ひをせる物ありしか、禅学を好み家業の間には専ら修行し侍るよし。或日扁参の禅僧柳屋（柳屋）か廓（廓）に来て、店に並へありし打物をあれ是見て、一ツの毛貫を手に取りて、此毛貫は喰ふへきやと尋ければ、柳屋憤りけるにや、亦是禅僧と見て兼て嗜む禅氣にや、答へて、其毛貫本来空とありければ、流石に禅僧の言下に、

空ならばたゞくれなるのはな毛ぬき柳か見世は見取なりとも
一首の狂歌を詠し、右毛貫を持立去りしとなむ。

下風道二齋か事

道二齋は宝蔵院の末弟にて、鎗術の修練 大猷院様の御聴に達し、被為召 御前に於て其頃浪人（六オ）にて素鎗の達人一同に試合被 仰付候節、御前にての儀ゆへ、高股立（高股立）并掛声等制止之義御側向より沙汰有之、双方畏り候旨にて立合ける所、勝負に望みて、素鎗の浪人は右制止に随ひ、道二齋（道二齋）は高股立にて掛声も十分に致しける故、御近習より時々制止有之候得共不相用、難なく道二齋勝になりければ、跡にて右制止を不用 訳御尋有りしに、道二齋慎て、御尋之趣御尤に奉存候、随分相慎み候存

心には候得共、勝負に望みては矢張稽古の心にて十分に芸を尽し候儀故、御前をも不恐様罷成、制止を不用には無之、右之不届を以何様被 仰付とも是非に不及趣御答に及ひければ、大猷院様にも尤に思召、殊之外御賞美にて、下風は名人の由上意ありて、御褒美被下けるとなり。

(六ウ)

小野次郎右衛門出身の事附伊藤一刀齋か事

伊藤一刀齋剣術弘めんと諸国修行せし折から、淀の夜船にて大坂へ下りける。右船の船頭は力量勝れたる者にて、一刀齋木刀を携へたるを見て、御身は剣術にても修行し給ふや、剣術は人に勝道理なるへけれど、我等か力にては普く剣術の達人にても叶ふへしとおもはず、手合可被致哉といふ。一刀齋様子を見るに飽まで強剛に見へければいかゝと思ひしか、逆も剣術修行に出、たとひ命を果すとも辞退せんも本意なしと、互ひに死を約速（約速）し陸に上りけるか、船頭は臍を片手に持て拜み打に一刀齋（一刀齋）を打けるを、身を披きはつしければ、力の余りける哉大地へ右臍を打込、引抜んとせし所を（七オ）木刀を持て臍を打落し諸手を押えければ、船頭閉口して弟子と成り、隨身し諸国を歩行けるか、元来力量勝れし故、国々におゐて立合の節も一刀齋は手をおろさず、多分は右のもの立合、いつれも閉口して門弟となりしも多しとかや。然れとも右之者元来下賤の者にて、其上心さますぐならさりしや、一刀齋に閉口しけるを遺恨に思へると見へ、立合にては叶はねは、夜陰旅泊にて一刀齋か睡るを待ては付ねらひし事数度なれとも、一刀齋か身の用心透間なければ、空しく

供をして江戸表へ出けると也。然るに 將軍家より一刀齋を被召けれ共、同人儀は諸國修行の望み之有のよしを以御断申上候故、門弟の内を御尋有(七ウ)ければ、小野次郎右衛門を吹挙ありて可被 召出に極まりける時、彼船頭大ニ恨て、我は最初より一刀齋に随ひ俱に流義を弘むる功あり、此度 將軍家の御召に末弟の次郎右衛門を吹挙の事心外なり、迎も生て益なし、次郎右衛門と真劍の仕合を以て生死を定めたま旨望み申ければ、一刀齋答へけるは、其方儀最初より隨身の者なれとも、是まで度々我を付睨ふ事覚えあるへし、今迄生置しは甚の恩徳なり、併なから次郎右衛門と生死を争んは望みに可任とて、次郎右衛門を呼て委細の訳申談し、勝負可致旨申渡、頓て次郎右衛門へ伝授の太刀を免しければ、則立合の上、次郎右衛門か一刀の下に船頭露と消にけり。さて次郎右衛門は被 召出て、尚又(八オ)牢内に罪ある劍術者を撰れ立会被仰付、是又次郎右衛門か妙術を顕しければ、千石にて被 召出けるとなり。

小野次郎右衛門遠流の事御免にて被 召帰事

世に烏呼の者ありて両國橋の辺に看板を出し、劍術無双之者也、誰にても真劍を以て立向ひ可申、仮令切殺とも不厭のよしをしるし置ぬ。都鄙の見物夥しく、右之者を切えずして彼か木刀に仕付られし者は門弟となつて、専ら評判ありしを次郎右衛門聞及びて、かゝるゑせものを天下の御膝元に置ん事云ひ甲斐なきとて、門弟を引連見物に行、棧鋪にて右ゑせものゝなせる業を見て門弟一同微笑しけるを、(八ウ)彼の者聞て大ニ怒り、何条笑ひ給ふ事やある、既に看板を出し誰にてもあれ真劍を

以仕合致上は、笑ひ給ふ心あらは是非立合ひ被申よと罵りければ、傍成者は、あの棧鋪なるは將軍家の御師範次郎右衛門也と押宥めけれ共、聊不相用、仮令御師範たり共と不申止は、次郎右衛門も右之通あきけられては武備の恥辱、無剃下へおりて、然上は立合可遣とて鉄扇を以被立向時、ゑせ者は清眼に構へ只一討と切付し故、あはやと思ふ内ゑせものか眉間は鉄扇を以被打碎、二言となく相果けるとなり。此趣 大猷院様の御聴入て、師範たるへき行状にもあらずとて、遠島被 仰付けるとかや。其後島にて畑もの瓜西瓜を盗喰曲ものありて、右を捕んと島中の百姓集りけれど、大勢に(九オ)手を負せ瓜小屋に籠りて、右の小屋廻りには西瓜の皮を並へ、捕手の者込入時は右瓜の皮に迂り、身体自由ならざるを以多人数死傷に及びける故、次郎右衛門方へ百姓共罷越、何分捕へ給る様相歎ければ、次郎右衛門兎忽にも輕、敷脇差追取駈行しを、瓜の皮にて足場不宜由傍より申けれど、耳にもかけず駈行、果して瓜の皮に迂りて仰向に倒れければ、待もふけたる曲者拜打に打懸しを、小野派にて神妙と名付たる太刀の通、迂りながら抜払ひ上へ払ひけるに、曲者の両腕ははたと落ける故、直付入召捕けると也。此趣江戸表へ御聴入被召帰、即時に元の録被下けるとかや。扱も次郎右衛門被召御前へ罷出ける時に、大猷院様思召にも、彼は遠流にて暫劍術の修行可怠(九ウ) 上は日々夜々御修行之儀故、次郎右衛門と御立會御覽可有思召にて、毛氈を敷、木太刀を組合せ、いさ次郎右衛門可立合との上意也。次郎右衛門は謹て毛氈の端に手を突居たりけるを、上には次郎右衛門を只一打と御ふりあげ御声掛られける時、毛氈の端を取跡

へ引ける故、上には後ろへ御ころひ被遊ける。依之 大猷院棟弥御信
仰被遊、一刀流御修行被為在けると也。

有徳院様御射留の御格言の事^附御仁心之事

或年 有徳院様御成之節、遙に隔り候樹の枝に鳶止り居けるを御覧し、
御弓を被 召候て御寄せ遊されけるか、鳶たちけるに(十才)立候処を
被遊ければ、たゝ中にあたり鳶は川の内へ落ける故、何れも御射術を感
心仕りしとかや。然るに同じく川の通に鳥の止り居候を、御扨従の内見
請、是は猶被遊よく候半、御弓可差上哉と伺ければ、かけ鳥など射候に
都而二度はならさるもの又せさるもの也、よく心得よと、上意ありし
とかや。同御代、御鷹野先にて御小人御筒をかつき野間を徘徊せる所へ、
御側廻り被為召連いらせられける故、御小性衆しつゝと声をかけられ
は、右御小人驚てひらき候連、御筒の端を 御顔へ当ける故御叱り被遊
候処、御小性衆立寄候得は、御小人は誠に消入斗に平伏し、身命今に極
りしと魂其身に不付、御小性衆御咎の儀相同じければ、四方を 御覧被
遊、目付共は不居哉との御尋^ニ付、御近所には不罷在段申上ければ、然
らは咎るに不及との 上意にて、御構無きと安藤霜台(十ウ)乗興の物
語、難有御事と爰にしるしぬ。

癩聚の事

近き頃の事とや。在辺に手習の師ありけるに、常に癩疾を愁ひけるが、
死に至りて其子をよひ隨身の弟子近隣の者へ頼みけるは、我死せば火葬

に致し何卒腹中の癩聚を打碎き給るべし、輪回深きやうなれと後來の癩
を愁ふ人の介養手段にもならんと、呉々も申置身まかりぬれば、遺言に
任せ其死骸を焼けるに、骨中に一塊あり。則癩塊也とて、子弟其外共集
りて鉄槌或ひは石を持って是を打に聊も不碎、千術百計なすといへ共聊も
破れず。折節土老來りて其訳を尋、不思議におもひて手に持てる杖を持
て突ければ、二ツ三ツに碎けれ。皆々不審に思ひ、割たるを取集め石鉄
槌に(十一才)て打に、始の通敢てくたけす。杖をもてすれば微塵とな
る故、右之杖は何の樹なりと尋けるに、いたとりを以作り候由。いたと
り^杖は癩を治の妙薬ならんと言に書とめぬ。

西国橋掛替の事

吉宗公御治世の頃、両国橋掛替有けるに、曲て或ひは出来不出来之処有
之、懸り役人不念之儀も度々に及ひければ、掛り役人も数度御引替に及
ひし故、巷の説にも此度も又右合口行違候など色々口説有けるを、御
聴被遊けるや、近日 御成之節 御直^ニ 御覧可被遊旨被 仰出、其節
は掛り之者も場所へ相詰候様の被仰渡故、何れも如何可被仰出哉と、心
にあやふみ居ける。其日にも相成ければ、御船を右場所に被留 御覧之
上、宜出来致し候、何れも骨折之段 上意有之故、いつれも一同難(十
一ウ)有存けるよし。夫々彼の浮説とも忽ち止りけると也。

盲かたり事致す事

安永九十年の事成しに、浅草の辺とや、年若の武家僕従両三人召連通り

しに、一人の盲人向ふより来りて、懐中より封したる状書通差出、丁寧
に右武家の側へ寄り、国元より書状到来之処、盲人之儀少々心掛り之儀
有之間、恐人候事ながら読聞せ給はる様願ひければ、家来など彼是制止
けれど、其主人盲目尤の儀と憐みの心より、何心なく封押切読遣しける。
其文段に、金子無心之事申越候得共、在所も損毛にて調達致兼候間、漸
式百正差遣候趣の文面也。盲人承り、切々辱存候、在所にても才覚調兼
候段無扨事といひて、右金子渡し具候様申ける故、彼の若人驚き、文面
には金子差越候段は有なから、右金子は状中_ニは無之、別段(十二才)
に届来候_ニは無之候哉と答へければ、盲人聊承知不致、何とやら盲目故
掠めける趣_ニ申募故、品々申有めければ疑ひ憤り候間、無扨屋舗へ召連
金子差遣候由。憎き盲目なから、若き者は右様之折からの心得あるへ
き事なり。

悪しき戯れいたす間敷事并悪事に頓智の事

是も同じ頃の事とや。神田辺に頓作滑稽をなして人の笑ひを催し家業と
する者有り。独りものにて常に酒を好み、飽事なし。同町に相応に暮し
ける者、友達申合伊勢へ参宮するとて、路次之慰に右之独り者を召連ん
と誘引ければ、路銀無之よしを答ふ。路銀は兩人にていかやうにも賄ん
とせちに誘引ければ、さらは連三人打連品川より神奈川迄、いそかぬ旅
(十二ウ)なれば、爰にては一盃を傾けかしこにては一樽を空しくして、
神奈川駅に一宿しける。翌日夜あけ前にいつれも神奈川を立んと起出け
るに、独り者は酒の過けるゆへ草臥ふして色々起せとも目を不覚。兩

人の連風とおもひ付、彼者酔中_ニ出家させは能慰ならんと、蜜に髮剃取
出し、髮を剃こほち青同心_ニとなして、日の出る頃尚亦起しければ、漸起
出て天窓を撫て大_ニ驚き、兩人の者の戯れになしぬらんと恨けれど、曾
て不知よし答ふ。猶疑ひて品々申けれども、聊覚なしと陳しける故、今
は詮方なし、出家にては箱根御関所も通り難く、伊勢にても出家は制禁
し給ふ事なれば、遙々詣て益なし、是より江戸へ帰り候半と暇乞ければ、
兩人もせんなき事せしと悔みければ、明白に言んやうなく、路銀なと与
へて江戸へ返しけるに、(十三才)彼独り者つく／＼思ひけるは、かく
我を慰み、情なくも剃髮させぬる事の恨しき、此遺恨を面白く返さんと
色々工夫して、芝の辺にて古き袈裟衣を調へて誠の出家の姿となり、四
五日も過て彼つれ兩人の方へ至りければ、妻子驚き、いかなればかゝる
姿に成て早くも帰ける哉と尋ければ、彼者涙を流し、かく成る上は推量
なし給へ、道中船渡しにて岩へ乗掛けるにや破船いたし、三人共浮ぬ沈
みぬ流れけるに、我等は運つよく岩に流れかゝりしを、皆々打寄助け船
にて引上られ、式人の者を尋ければと死生も知らず、其外之乗合も行衛な
きゆへ、無常を覩し出家し廻国に出候心得なれとも、友達の家内へ知せ
さるも便なしと立帰りしと、涙交りに語りければ、右物語の内より妻子
共の歎き見るも痛しき有様也。兩人之妻は余(十三ウ)りの絶へかたさ
に、髪押切俱に廻国せんと云ひけれ共、廻国の事は親類衆とも相談し給
ひ、出家の事は兩人の菩提の為然るへしと申述、我は廻国に出候よし申
置て、行方なくなりしとかや。兩人の妻は菩提寺を頼み、出家染衣の身
と成て念頃に菩提を弔ひければ、心ある親類などは、余りにおもひとり

の過たるならん、先破船の様をも聞、飛脚をも出し候へかしと彼は相談の内、二人の男は伊勢參宮無滞仕舞帰りければ、兩人の女房新尼となりて、おつとくを見て大驚き、如何成る事と夫くにも尋ければ、始よりの事共申ける故、よしなきいたつら事なして、彼者に謀られける事の浅ましきよと、後悔すれと甲斐なく、右新尼は還俗して此頃は三四寸も髪伸たると云ひし。其近隣の者来りて語り笑ひぬ。(十四才)

觀世新九郎修行自然の事

近き頃名人と称し、公よりも紫調給はりし新九郎事、権九郎といひし頃、日々鼓を出精しけれども未だ心に落さる折から、年久敷召仕ひし老姥朝く茶など持来り権九郎へ給仕しけるか、或時申けるは、主人の鼓も甚上達のよし申ければ、権九郎もおかしき事に思ひて、女の事常に鼓は聞と手馴れし事にも非らず、我職分の上達を知るわけ尋ね笑ひければ、老女答へて、我乱舞の事知るへき様なし、併親新九郎鼓を数年聞けるに、朝く煎ける茶釜へ音ことに響き聞へ侍る、是まで権九郎鼓は其事無之処、此四五日は鼓の音毎に茶釜へひきける故、扱こそ上達を知り侍ると答へけると也。年久しく耳馴るれば自然と微妙に、よし悪しも分るものと、権九郎も感しけるとなり。(十四ウ)

万年石の事

品川東海寺は 公より修理を加へらるゝ故、子勤仕三付、小普請奉行御目付杯と俱に彼寺へ至る事有り。右禪刹は沢庵和尚の草創にて、大猷

院様深く御寄依有りし故、万年石千歳杉等の御旧跡有り。或る時右万年石の由来を尋ね侍りしに、役者なる僧、沢庵の記を取出し見せけるまゝ、写置て後慰になしぬ。

東海寺万年石記

今茲寛永癸未三月十四日、左相府見移台座於此池沼之上、有島、島有幽石、熟見之、無奇形怪状、不端險挺立、若由醉号、栗里翁之石乎、或由醒号、李德裕之石乎、皆不然、彼防風之朽骨乎、或於兔之白額乎、共不然、唯突兀而在(十五才)草裡、痴兀而盆德容、是也之求奇者、未知之石之所貴、編得恬淡虛無之趣、而有谷神不死之体、如至虛極也、似守靜篤也、相君命侍臣曰、此石不可無名、各以所思聞焉、於化諸子雖有所思、非無所懼、斟酌相半也、侍小堀遠江守政一、侍茶炉下、君有旨、政一即起向石、三呼万年石、石三點頭矣、君下佳言曰、不疑是万年石也、天度之一言以定天下、況於石乎、嗚呼石乎哉、石乎哉、入于 台覽一旦發光、而陟麥改其觀、蓋為方之言也、未必以十千可限、凡數者始一而窮十、始十而窮百、始百而窮千、始千則窮萬、以萬算不知幾十百千萬億兆年、以此無窮、為石之寿量、以石之寿量、比君之寿山、則累華項萬八千丈、猶在麓者耶、以也計、則復不知其幾萬々世矣、村語以銘、曰、(十五ウ)重於九鼎万年石、約命如驚豈可輕、和氣一團無尽藏、以秋送復以春迎、

現住沢庵宗彭記之

やろかつといふ物の事

蛮國産のよし。ヤロカツといふ物、小さき蓮花をほしかためたる様なる物のよし。いつれの御時にか有りし、御簾中様御産之時、安産の呪たるよし。器に水を盛、かの品を人置しに、御産しきりに随ひ右の内を廻り、御安産の時^ニ至りひらき候由。また御血おさまり候に随ひ元の通りになりける。奇成る物のよし、奥勤いたせる老人の物語故爰に記す。

ちかほしの事

近星出れは大臣愁ひありと。俗説何に寄りし事を知らざりしに、(十六才)曲淵氏の物語に、何れの書にてや有けん其事を書しを見侍りき、老中抔病氣危急の時、生干の鱧を御使にて被下事定例也、生干は近か干シ故けふは近干の御使出しといふを、いつの頃より唱へ誤りけんとの物語。面白き故爰^ニ記。

仁君御慈愛之事

有徳院様之御仁徳は、承ることに恐れなから感涙を催ふしける事のみ也。享保御治世の頃に、小出相摸守といへる御小性有て、思召にも叶ひ様子よく勤めたりしか、京都辰巳屋公事の取持いたし、不義の奢り抔なし、不慎の事多く、御仕置被仰付けけるもの也。右御吟味之初に、相摸守不埒之趣も御存ありしか、聊御気色に頼れず、御酒の御相手をも被 仰付、相摸守は少も不心付醉狂常の通なりしに、御次より御側衆罷出、相摸守事(十六ウ)御表御用有之旨申候故、則相摸守は御次へ下りけるとかや。公は御盃を被差置、最早酒とり候やうにとの上意にて、不殘御膳を

下^レ候故、御近習廻りも何歎訳も有之事と、一同恐入ていと無興なりしに、公は御着座の上、御近侍廻りを御覧被遊、相摸守事不便之よし^ニ而御落るひ被遊けると也。積悪の者をもかく御憐の事、御仁恵之難有事也と、去る人語り給ひけり。

浄円院様御婦徳之事

吉宗公の御母堂様は、浄円院殿と称し奉る。其御出生を承るに、至而卑賤にて、御兄弟等も紀州にて軽き町屋の者なりしか、吉宗公御出世^ニ付、浄円院様の御甥巨勢両家とも五千石高を給はり、御側御奉公^ニ被進しとかや。然るに 浄円院様は至而(十七才)御篤信^ニて、謂所^ト婦中の聖賢とも云ふへき御行状の由。吉宗公御孝心^ニて、日々御様子伺として被為人候処、御婦りの節は、三万石の時を御忘れ被遊間舗と常々被仰けるよし。巨勢両家五千石高に被仰付候節、従来御当家勤仕之者また紀州より御供之者は如何様^ニも御取立も可然候得共、巨勢両人は元来町人之儀、御身分之故を以御取立之儀、御国政之道理^ニ当り不申、難有とは不被思召よし御異見有りし故、流石の 吉宗公にも殊之外御こまり被遊候由。尤一旦被仰渡も有し上は、今更御改も難成事^ニ付、此上右兄弟之者御役筋等決而不被仰付、只今之姿に被差置被下候様致たく、悴共の代^ニ至り其器^ニ当り候は、如何様^ニも被召仕度段御願故、伊豆守兄弟共た、奥へ相詰候のみ^ニ而、一生御役は不勤よし。且(十七ウ) 一位様よりも度々御対面之儀被仰遣候得共、軽き身分より結構に成り候儀、歴々の御前へ出候身分^ニ無之由御断被仰上、漸々西丸様より御取持に

て一度の御対顔ありしか、始終迄の御次にのみ入らせられ、御挨拶等も御近習の女中衆へ御挨拶のみにて、其敬憚の御事なりしと也

和国医師僧官起立之事

後小松院の御宇、半井^{ハツ}庵^{アツ}事^ニ和朝之医師僧官始のよし。右は最勝王経天女品に、聊沐浴するの薬劑有之、其頃は右之経文比叡山の仏庫に封し有るを、閔見の望みありて奏聞有し故、叡山へ勅命有りしに、俗体の者拜見を禁しければ、半井庵法体して僧官を賜り、右最勝王経を一覽致しけるとかや。往古はかゝる事も有りしやと、且最勝(十八才)王経の薬法、強而利益有るものにも非ずと思ふ由、さる老医の物語なりき。

南光坊書記を写せる由の事

予か許へ来りし八十余の老翁、南光坊書記を写せるよしにて持来ける間、写記之。

今 一 知 法 前 治 善 一 止
後 一 生 安 越 度 無 仏 心 同
前 善 見 急 慎 立 惡 悟 起
謂 人 身 精 氣 不 散 乱 也

妖氣不勝于強勇事

土屋侯の在所、土浦の家士に小室甚五郎といふ者有りしか、(十八ウ)飽まで強氣にて、常ニ鉄炮を好み、山獵などを楽みけり。土浦の土俗呼

んで官妙院と呼ふ狐あり。女狐をお竹と呼、稻荷のやしろなを作りて右両狐を尊敬する者有りけるか、或時甚五郎右之雌狐お竹を二ツ玉をもつて打留、調味して勸盃の助けとなしけるか、土浦城下より程近き他領の百姓の妻に右官妙院狐付て、様々口はしり甚五郎を恨罵りける。其夫は勿論村中打寄て、こは道理ならざる狐かな、甚五郎に恨みあらは甚五郎にこそ可取付に、ゆかりなき他領の者につきて苦しむる事と責問ひければ、答へて言へるは、我雌を殺し喰へる程の甚五郎にいかて可取付哉、土浦領へ入さへ恐しきま、汝か妻に取付たり、何卒甚五郎を殺し呉よと申ける。土浦領へ知音あるもの申ければ、甚五郎此(十九才)事を聞て、憎き畜生の仕業かなとて、頭役人江届て右村方に立越、不屈成畜生、他領の人を苦しむる不屈さよ、弥落さるに於ては主人江申立、百姓等か建置し社をも破却し、縦令ひ日数は延るとも、昼夜情心を尽し官妙院をも可打殺と大きに罵り、彼社へも行て同じく罵りければ、早速狐落て、其後は何のたゝりなしとかや。

長尾全庵か家起立の事

全庵本来は讚州の産にて、松平讚岐守医師也。医術功驗あるにより、江府 將軍家 御台榎御不子之節被為 召候処、大夫人之御事故帷幕を隔御手斗被差出伺の事被 仰付けければ、都而医は御容貌其外御血色等をも不窺候而は(十九ウ)難成事ニ有之、御手脈斗りの伺にては医業共難施おもむき御答に及ひければ、尋常ならざる不敬に罪し、讚州へ蟄居被仰付しとや。其後 將軍家御不子之節被為召、御薬をさし上御平^{ツツ}諭^{ツツ}被為

在候故、食録可給御沙汰ありしか、老衰に及び候由御断申上、依之御坐
舗内歩行不自由ニ付、桑杖を給はり、悴文哲へ食録給はりし。今に文哲
家に右桑杖并林大学頭より其砌相贈りし桑杖記有之、秘宝とす。何れの
御代に当りしや、当文哲祖父なるよしなり。

貨殖工夫之事

享保の時代に藪主計頭といへる人あり。御側衆を相勤め、後隠居して大
休と号し致仕の後も登城などいたせる(二十才)人なり。主計頭至而
儉約を専らにし、既に存生の内、子孫へ吹結の金塊を兩三丸ツ、応親疎
分ち与へるへしとかや。右貨殖の手法を聞しに、縦令は平日にても風雨
或ひは地震ありければ、家来を呼ひて、昨夜の風雨に居屋敷下屋舗等破
損何程なりと尋けるに、家来も其氣に応ずる者ありて、聊破損に不及所
をも、是程かほどの損し入用凡金何十金可掛と答、則右之金子を除け置
て貯げるとかや。愚かなるやうなれとも、音信贈答祝儀無祝義朝夕昼夜
右に随ひ規矩を定め、段々積財をなし給ふとや。

奇術の事

土浦侯の家士に内野丈左衛門といへる者ありて、其甥を同家中の名跡に
差遣しけるに、若氣の心得違ひにて土浦を一旦(二十ウ)家出しける由、
丈左衛門方へ申越ければ、大ニ怒り所々心掛尋ねけるに行衛知れず。品
川の辺に老婆の右様之事を占ひなとせる奇術の者有りと聞て尋問ひけれ
は、老婆申けるは、我等檀上にて修法のうへ品々申候内、甥子の身の上

に似寄、言語も似候は、右之所を押で段々聞亂可被申、併住所知れ候而
も咎め候事は遠慮あるへしと申ける故、承知の挨拶しける。時に老婆は
修法なして頻りに独言申ける内、果して似寄事出し故、如何なる訳にて
立退けると尋ければ、若氣にて風与心得違立出し由を演けるゆへ、人の
家督を継て不埒至極の心底かなと憤り罵りければ、幾重にもゆるし給へ
といへる故、少しも早く可立帰、當時は何方に居候哉と尋ければ、いま
た何方にも住所を不極、江戸よりは南の方に居候よしを申故、(二十一
才)老婆に一札を演て立帰り、頻りに南の方を尋けるに、深川の末にて
はたと行逢、段々申有引戻し、事なく相続をなしけるとかや。其後程過
て咄しけるは、家出いたし兩三人連にて道を行て、並木の茶屋に立寄、
草臥しまゝ暫くまどろみし内、丈左衛門に逢て殊之外叱りを受け、甚難
儀せし夢を見てうなされけるを、連の者に驚され、遅くなりぬれば日も
暮れ候とて、引立られし事の有し由語りしか、右時日を考合すれば、老
婆へ行衛を尋もらひし日時に引合ける。不思議の事も有る物也と、丈左
衛門物語りのよし、同家中のもの語りけるなり。

人の精力しるしある事

当時本所に中条道喜といへる者あり。町医ながら相応に(二十一ウ)暮
しけるか、其身の上を尋ぬれば、元来官医の元に若党致し、夫より所々
中小性奉公となしけるに、身持不埒にて或ひは窮し又は困しけるか、
中年にて剃髪し医師ニ成り、予か親友与住などを便りて薬剤を聞合ける
に、頻に青雲を得て今は相応にくらしける。右之者に可笑の咄し有。近

き頃本所多田の薬師境内へ鐘を奉納せし故、与住事右之者に逢て、鐃鐘の事医師の職業にも非らず、又小金にて出来すへき品にもあらず、仏法寄依の御身とも思はれずと其意を尋ねければ、されはとよ、道喜の医師に成り候はしめ、甚の困窮にて一錢の貯へもなく、度々多田の薬師の前を通りしに、堂塔修備候得共鐘のなきを莊嚴の欠けたる也、其砌道喜事吉原其外按摩を渡世にいたしけるか、二錢（二十二才）三錢充も日々に除け置て撞鐘を建立すへし、若不幸にして志を得は其沙汰にも及間敷、志を少したに得るならは何卒生涯に建立可相成と風止誓ひし故、造立せしと申けるとかや。

御力量之事

恐多き御事ながら 当將軍家の御力量拔群に被為在候よし。然れ共聊常に其御沙汰もなく、其程を伺ひ候者もなきか、或時品川筋御成の折から、御馬にて御殿山通り 通御の処、右山の樹木に鳥一羽止り居しを 御覧の上、鉄炮を被 石、御馬上にて御ねらひ有りて仰き打に被遊ける所、矢頃遙に隔りけるか、礮と当りて鳥は止り候梢より遙に飛上りくるくくと廻りて（二十二ウ）落ける時、 將軍家御片手に御筒を被為持、通余の者杖を廻す如く御廻し被遊、誉候様に御高声に御自讃ありしを、御近辺を勤御供に候し候もの咄されけるか、右御筒の儀は普通よりは遙に重き所、御片手に軽々と取なやし給ふ有さま、御力量の程いつれも驚人、また御火術をも称歎せしと咄ける折節、 有徳院様 惇信院様御両代御側廻り相勤候仁其席にありて、 御当家は御代々 御力量は勝させ給ひ

けるや、 有徳院様は余程に勝させ給ふをまのあたり見奉れば、 惇信院様^ニは御病身に被為在候得共、御力量は余程にすぐれ給ふと存せし事、折々有しと語り給ひける。（二十三才）

石谷淡州狂歌の事

石谷初備後守^{つとむ}淡路守は和歌を好みて有りしか、御留守居に成て依田豊前守と同役たり。豊前守は剛毅木訥の人^ニ而、老て後は筆頭故我儘も有りしか、関所手形等の事にて兎角理屈強く困りける事多き故、蜜^{（こま）}に口すさみけると微笑して予に咄されけるか、至極其時宜に当りおもしろき故、爰に戯書のみ。

治れる代にも関路のむつかしは明てそ通す横車かは

大陰の人因果の事

信州の百姓なるよし、夫婦^ニ老向僕召仕ひ相応に暮しけるか、近郷に用事有て二里斗も脇へ至り、急雨にて甚難儀せし故、其辺に有りし一ツ家へ立寄晴れ間を待けるか、奇麗成住居^ニて馬も繫き置、年頃三十斗成男煙草吞ながら、雨の難儀（二十三ウ）など念頃に問ひ痛^{（つら）}りしか、胡坐しなから衣類のしとけなかりしに、両膝の間より男根の見へけるか、膝とひとしきまてに見えて驚きければ、亭主も其気色をさとり甚こまりける様子故、さてく珍敷一物かな、人事はいかゝ致しける哉と尋ねければ、何か隠し可申とて右陽物を見せしに、最初ほの見しに増りてあやしき迄に思ひければ、彼人答て、我等事此一物故に哀成る身の上也、元来某は

この二町脇に見もし給ん酒商ひする者の悴なり、身上も相応にくらしける故、妻妾をも貯んことなれと、如何成る事にや此陰荏人並ならざる品故、生れて人事を知らず、金銀を費し所々配偶を求め搜すともあるへきやう無ければ、空しく月日を過し、責ては煩惱を晴さんと、(二十四オ) あれに繋げる馬を我妻妾と心得、淫事の起ることに右馬を犯し思ひを晴し、生ながら畜生道に落し、何ほふ悲しき身の上と語りければ、百姓もあきれ果、雨も止みぬれは暇乞して帰りけるか、妻にむかひて、今日かくなる所にて不思議の陽物を見し事哉、汝か常に我を拙しと言ひしか、かく大物もまた捨り物と戯れ語りしに、妻の言ひけるは、かゝる不思議の片輪もあるもの哉、物に譬へて見んにはいかやうなりと尋しま、床に掛有し花生をさして、凡あの通なりと語りければ、いかてさる物あらんと笑ひぬ。さて其日もくれ翌日も立て翌々朝に成りし。其妻何地へ行けん行衛不知故、心当りの所尋ねけれと一向知れさるゆへ、召仕ひの丁稚に、常に代り狂気はししたる様子もあり哉と(二十四ウ) 尋ねければ、外に心当りも無之、若乱心もし給ひしや、きのふ昼頃床に掛し花生を取て持なやみ、膝の上へ当なとし給ふをほの見しと語りければ、彼の夫はしめて心付、一昨日大陰の人の物語せし折から花生に譬へしを、姪婦の心より好ましく立出たるならん、語るも恥しと強て尋るに及はず、某心当り有りと昼頃より出て、彼の大陰の人の許に至り音信ければ、最初と違ひ物静なるか、例の男立出て、これは此程雨舎りの人なるか、如何なる用事にて参られしやと尋ける故、此間の雨舎りの礼に奇たり四四方山の咄しの上、主しは色も悪しく何か物思ひ姿なるか、何そ変りし事

も有る哉と尋ければ、されはとよ、無慙にも哀れなる事有て自然と面々に頭れしならん、さきに足下帰り給ひて後、一兩日の後にもありけん、夜四時頃(二十五オ)と思ふ頃表に音信なすもの有。扉を開きて見侍れば、年頃四十斗成女の、旅の者なるが頻りに腹痛いたしなやみ候間、一夜の宿かし給へと申故、独身の訳なと断けれど、頻りに腹痛のよし申達し願ひける故、此一間に置いて湯なと与へ介抱いたしければ、右の女声をひそめ、某陽物抜群の由聞はへる、一眼見せよと乞ひける間、埒なき事を申もの哉、いか、して我身の上の事知りたるやといなみければ、御身の陽物尋常ならざる事は、往還の馬士荷持迄も知りたる事、何か隠し給んといへるゆへ、何とやらこはみ立て、若や魔障のなす所ならんかとはらくいなみしか、曾てあやしき者にはなし、旅の者なから此近隣に暫くイみし身也と語り、其様化生の者共見へさる故、いなみ難く出し見せければ、(二十五ウ)しきりに手を持って撫廻し、或ひは驚き或ひは悦ひ狂乱の如く成る故、頻りに我も淫事を生し、夫なき身ならば我と雲雨の交りをなさんやと尋しに、かゝる陽物我受んとも思はれねと、其業なし見給へとて、終に高唐夢裏の歛をなしけるに、如何なる大海にや事なく芙蓉の影を移し、何卒妻として旦夕契りをなさんと、右の女のいひ願ひける故、我も生れて人道を知らず、始而此佳人を得しと悦ひたるか、朝も速く起出てまめく敷はたらき、飼置る馬にも秣とかはんと言ひけるを、我にかはんと申せしをも不用、既に至り秣をかひけるか、馬に妬毒や有りけん、たゝ一はねに右女をおさへ喰殺しける、我も生涯の不具、因果を感じ出家をとけんと思ひける也、此事人に語らんも面ふ(二十六

オ)せ故、裏なる空地へ右女の死骸を埋めけると、涙と共に語りしを彼百姓聞て、さながら我妻也といはんも面なければ、哀なる咄承るもの哉と云ひて、立分れけると也。

金春太夫か事

今の金春より曾祖父にも当りけるや、名人の聞へ有りしとや。安藤霜台など右金春か芸を見たるとの事故、古き事にも是なし。此金春壯年の頃は至而任俠を好み、職分をは等閑にして常に朱鞘の大小を帯し、上京の折からは島原の傾城町へ日々入込、人も目を付しくらゐるるか、或時島原にて口論を仕出し、相手を切殺し逃帰りけるか、右の折ふし朱鞘を取落し帰りし故、正しく金春仕業と専ら評判いたしけるを聞及て、肝太き生質なれば、朱鞘の同しき替(二十六ウ)を差て又島原の曲輪へ立入し故、さては切害人は金春にては無之と風説して危難を通れしとかや。右様之ものゆへ、職分とする所の能は三四番之外覚さりしに、或時奥に御能有之、来^ん幾日は御好の能其前に至りて被仰付との御沙汰故、金春大^ニ驚歎し、鎮守の稻荷へ祈願を籠、明日我覚へさる御能の御沙汰有とも、曲て我おほへし御能を被仰付候様、断食をなして一心不乱に祈ければ、不思議の感応も有りてや、我覚し御能被仰付無滞勤けるとや。夫より節を折て武芸を止めて、職分に情を入れしかは、古今の名人と人も称しけるとや。

鼻金剛の事

金剛太夫の家に鼻金剛といへる面^テ有り。いつの事にや有けん、(二十七オ)金剛太夫身持不埒にて、先祖より伝はりし面^テをも失ひ、御能有之時急に面^テに困りけるか、或る寺の門に有りし仁王の顔を打かき、右^ニ面^テに拵へ御能相勤、殊之外其業を出かしけるか、仏罰にや金剛太夫鼻を損しけるとや。右面^テは永く金剛か家宝としたりしか、俗家に差置難く、京都いつれの神社とやらへ納め置、代替りに一度ツ、右面^テを拝し候事の由。二度拝し候へは必罰を蒙ると、彼の家に申伝るとなり。

芸は智純に寄らざる事

今の鷲仁右衛門祖父の仁右衛門は、甚病身にて愚に相見へ、常に人と応対も物言ひ埒なき程に有りしを、其頃上手と人のもてはやしける七太夫又は金春太夫などは、唯今乱舞の(二十七ウ)職たりし内、名人と申は仁右衛門也と語りし故、心を付て見たりしか、不断は物もろくく不申おのこの、狂言に掛り御舞台に出れば、格別之気色に見えしと、安藤霜台の物語也。

微物奇術ある事

日下部丹波守其昔咄しける由。同人庭の池に、秋の頃蜻蛉多く集りて飛廻りしに、池中の鮒数十右蜻蛉を見入たるや、くるくくと水中を右蜻蛉について廻りしに、後は蜻蛉も同じく廻りけるか、おのれと水中^ニ落入りしを、数多の鮒集りて喰しといへる事を、曲淵甲州の咄しなりき。

怨念無しと極難き事

聖堂の儒生にて今は高松家へ勤仕せる、苗字は忘れ侍る佐助といへる者、壮年の頃深川辺へ講釈^ニ行て帰る時、日も黄昏に及ひし故、其家(二十八才)に帰らんも路遠しとて、仲町の茶屋^ニ止り妓女を揚て遊ひける町大宵は妓女多^ク。夜更に及び、二階下にて頻りに念仏なと申けるに、階子を上げる音聞へしか、佐助か臥せし坐敷の障子外を通るもの有り。頻りに怖しく成て、障子の透間より覗きければ、髪ふり乱したる女の両手血に染みて通りけるか、絶入ほとに怖しく、頓て襖引かふり臥し、物音静まりし故ひとつに臥たりし妓女に、かゝる事の有しと語りければ、されはとよ、此家の主は其昔夜発の親方をなし、大勢抱へ置し内、老人の夜発病身にて一日勤めては十日も臥りけるを、親方憤り度々折檻を加へけるか、妻は少し慈悲こゝろも有りしや、右折檻の度々かれは病身の訳をいひて宥めしに、或時夫殊之外憤り右夜発を打擲し(二十八ウ)けるを、例之通女房取さへ宥めけるを、弥憤りて脇指を抜て其妻に切かけしを、右夜発両手にて白刃をとらへさゝへける故、手の指不残切れ落て、其後右疵^ニ而はかなく成りしか、今に右亡霊や夜々に出てあの通なり、かゝる故^ニ客も日々疎く候と咄しけるか、夜明て暇を乞帰りし由。其後幾程もなく右茶屋の前を通しに、跡絶て今は右家名も見へすとなり。

金精神の事

津軽の家士の語りけるは、津軽の道中ニカナマラ大明神とて、黒銅にて

こしらへたる陽物を崇敬し、神体と尊みける所有り。如何なる訳やと尋問ければ、古老答へて、いにしへ此所にひとり長の長ありしか、夫婦の中ニ老人の娘をもち、(二十九才)成長に随ひ容颜美麗にして風姿艶絶なること類ひなし、父母の寵愛斜ならず、近隣の少年争ひて幣を入れ妻とせん事を乞ひ求めけるか、外に男子無ければ婿をゑらひて入れけるに、いかなる故や婚姻整ひはへる夜即死しけり、夫よりあれかれと聲を入けるに、或ひは即死し亦は逃帰りて、閨闈空しくのみ成りし故、父母共に驚き大方ならず、娘に訳を尋ぬれば、交りの節或ひは即死しまたは怖れて逃帰りぬと、我も其訳知らずと心して答へければ、父母も因果を感じて歎き暮しけるか、逃帰りし男に聞し者の語りけるは、右女の陰中ニ鬼牙ありて、或ひは疵を蒙りまたは男根を喰ひ切しといふ、此事逐々沙汰有ければ、娘もいふせき事^ニおもひけるか、或男此事を聞て、我輩(二十九ウ)に成らんとて、黒銅にて陽物を拵へ、婚姻の夜闈に入りて交りの折から、右黒銅ヲ以陰中ニ入れしに、例の如く雲雨に乘し右黒銅物に喰つきしに、牙悉く砕ちりて不残抜ける故、其後は尋常の女となりし由、黒鉄の男根を神にいはいひて、今に崇敬せしと語りしよし。

陽物を祭り富を得る事

或る商人西国へ行とて、中国路の旅館に於て、妓女を相手として酒など呑めるか、夜中と思ふ頃、彼旅籠屋之亭主片陰なる神棚やうなる所に至り、燈明を燈し神酒なとさゝけて一心に祈る様なれば、側に臥したる妓女に其訳咄して、何を祈ると尋ければ、されはとよ、あれはおかしき神

也、此家のあるし元は甚貧して朝夕の煙りもたへく(三十才)たへ成りしか、或時途中ニ而石ニ而拵へたる男根を拾ひ帰りしか、男根は陽氣第一の物ニ而目出度ためしやといひし由、それより朝夕右男根を祈り渴仰してけるか、日増に富貴と成て、今は旅籠屋をいたし、我等如きの妓女も百人に余るほとなりと語りければ、おかしき事におもひて臥たりしか、夜明前に眼覚て風与思ひけるは、右之神体を盗取は我また富貴ならんと伺ひけるに、下も寝鎮り相ともなふ妓女も臥しける故、潜に右の棚を捜し、彼の男根を奪ひ隠し、知らぬ振りして翌朝暇を告て帰りしか、実にも右神のしるしにや、日に増し身上宜、殊之外富貴なりしとや。

山事の手段も人の非に乗する事

(三十ウ)

近き頃とや、上総辺一寺の住職、公事にて江戸表へ出けるか、破戒無慙の悪僧にて、新吉原街へ入込、金銀遣ひ捨如何ともすへき様なく、一旦在所へ帰りて旦那中へ公事の入用のよし偽り、金銀才覚し或ひは什物を質入して、金子式三百兩持て猶江戸表へ出しに、亦々傾城に打込金子も遣ひ果し、詮方なく馬道の辺にて借屋かり、右傾城の残る年季を亡八へ渡りて、金子少々差出し曲輪を出し、妻となして一ヶ月ほど暮しけるか、町内若者の伊勢講仲間へ入しか、ことし伊勢への代参に参り候様申けるを、品々辞退しけるか、兎角可参と申故いなみかたく、初穂路銀など受取て妻にかくと語りければ、留守の事は如何様にもいたし可暮ま、迷惑なから行給へと答ふ。跡の事なと念頃に申置(三十一才)伊勢へ旅立ける。無程参宮も済て立帰り見れば、我住し店には明店の札張りて女房

の行衛も不知。こはいかにと家主へ尋ぬれば、是は如何成事そや、御身は出奔の由、町内へも女房より申断、我等へも其断ゆへ、公儀へも訴、店請何某妻并家財は引渡旨付、さては女房勤の内より外に男ありてかくなしけると、頻りに憤りて店請を尋しに、是また行衛知されはいかにせん方なく、空服に成りし故、田町の正直蕎麦へ立寄て蕎麦など給て、逆も疵持あしなれば、いつ地へや行ん、入水して身を果しなむ、心体爰に極まりし折から、同じくそばを喰居たりし医者やうの男、蕎麦屋の下女を呼んで、向ふに居たる男は身命今日に極まりし相ありと語りけるを、右女聞て、いか成事や仕出さん、早くも帰れかしの心にて、(三十一ウ)何となく御身は甚不快と相見色もあしく、あれに居給ふ人の申さるゝにも、御命甚危きよし被申ける間、早く帰りて養生なし給へと申ければ、彼男大驚き、右医師やうの男に申けるは、さて、御身は不思議の相人哉、成程我等かゝる訳にて身命を捨んと覚悟致せし事也と申ければ、只今捨ん命を何とそ助りて世を渡る心ありやと申ければ、何しに我も捨身を好むへきと答ふ。然らば我等方へ来りたまへと、夫より並木辺彼の医師の方へ召連、下男同様いたし置、或時申けるは、汝か妻か行衛尋たきや、さらば某か思案ありとて、浅黄頭巾ニ伊達羽織をこしらへ給売に仕立、元来出家なれば唄念仏を教へて、是を以江戸中売歩行は、定めて右女房を見出さざる事あるまじと申故、右の如くいたし歩行けるか、(三十二才)

此貽売は安永六四年の夏頃より翌戊辰年まで専ら御府内を売歩行流行せし也。其様浅黄頭巾に袖なし羽織を着し、日傘に赤き切れをさけ下ヶ

鉦を打ながら、唄をうたひ歩行しなり。其唄当時の役者或ひは世中の事など、声おかしく唄ひける。文句いろ／＼ありといへとも、其一ツふたつを覚へしまゝにするす。

さて当世の立者は、仲藏幸四郎半四郎、かわい／＼の結綿や、御家の目玉はこはいた、なまいたこはいたふつ

或時麻布六本木^ニて、我女房むかひの酒屋より出て外の家へ入、また酒屋へ立帰りけるを見て、早／＼宿へかへり彼医者に語りければ、さらは女房を取かへし候仕方もあるへしとて、日数十日程も過て、右医者、今日こそ取斗かたありとて、右の者を供に召連、靴町辺の裏屋^ニ而格子造りの所の親分ともいふへき方に至り、何歎対談しければ、大かた此間の事も取極りたり、今日彼方へ罷越候へかしと申ければ、心得し由右医者念頃に挨拶して、麻布六本木彼酒屋の(三十二ウ)最寄^ニ至り、商屋の見世をかりて、汝は少しの内爰に居へし、押付呼候は、早々来るへしといひて、彼医者^ニは酒屋^ニ至り、居酒し給ふやは知らねとも少々酒を給度よしを申ければ、居酒はいたし不申由を申ければ、念頃に述て南鐙銀老杖与へければ酒を出し、女房やうの者酒を持出て酌など致しける。彼医師申けるは、御内義に合せ候もの有り迎彼家来を呼けるとき、女房驚き立入らんとせし時袖を捕へ、右家来にむかひ、此女中にて有へしと言ひしかは、成程相違なきよしを申ける故、女房は大きに赤面したる体^ニ而勝手へ入れれば、彼は相応の礼を其夫へ対し取繕ひ申述て帰りけるか、其二三日過て靴町の男両三人連^ニ而罷越、扱／＼色／＼働き六本木の身上を振ひ、漸々金子百両調達せし由申ければ、右医師(三十三才)金子

を請取り、此間の骨折賃也とて甘兩靴丁の者共へ差遣し、扱旦那寺を招き、急度したる料理^ニ而終日振廻など致しけるまゝ、此上如何致し候哉と彼の男も思ひ居ければ、膳もとれ酒も済て、さて彼男を呼出し旦那寺へ引合、此者はかく／＼の訳^ニ而死んとせしを、助けたる者也、此度御弟子にいたし元の出家と致度間、今日剃髪なさしめ給へとて、湯よ髪剃よといひける故、彼男大^ニおとろき、我等一旦出家をおちたる身の、いかなればまた出家すへき、女房も不取戻、今また出家せよとはいかにと申ければ、されはとよ、汝出家を落、在家を欺きし科まぬかれん様なし、一旦死を遁しは莫大の恩に非や、今出家に成れば少々は罪も助かる道理也とて、難なく出家させ、さて此度汝か女房を奪取たる者より(三十三ウ)誤りの申訳に金子差出候得共、此間右^ニ付段々骨折し者へも差遣し、此度御寺へも金子拾兩遣す間得度の入用とすへし、残る分は汝か喰ひ其外入用^ニも金子拾兩遣す間得度の入用とすへし、残る分は汝か喰ひ其外入用^ニ此方に留置也と申ける。右医師怖しきしれ者也。彼の再び出家せし男は、今花川戸辺を徘徊して鉦鉢^{つづみ}いたし居候由。

不義に不義の禍ある事

余程ふる事にや、谷中辺に一寺の住職ありしが、遊所へ入込、妓女に馴れて右女を請出し、姪の由を偽り、寺内に置ては且家のおもはくもいかと、門前の豆腐屋しける老夫婦の方へ召連預け置て、姪の事故外に世話しける者も無ければ、屋は寺に似気なき女故夫婦へ頼む由申ければ、夫婦も御尤の(三十四才)よしを申、他事なく世話しけるか、或日年頃

三十斗の男来りて、我等は当寺の和尚の甥也、此度主人の在所より来り、妹は先頃和尚へ頼置、爰元にて世話致し呉候よし、段々辱旨にて、着代など少々差遣、妹事も相応の事ありて片付候間、今日同道いたし度と申ければ、豆腐屋も、それは直敷事ながら、今日は和尚にも御留守の事故申上候上へと申ければ、女子も兄に相違なき事、何しに和尚の御身を咎め給ふへきといひて、急ニ支度など致し、右侍も段々の礼など念頃申、和尚留守なれば帰り給は、嘸悦ひ申されん、遠からず礼に又々参るへしといひて、女を連れて立帰りぬ。彼の和尚帰りにて後、豆腐屋夫婦寺へ行て、かくくゝの事と始終を語りければ、和尚大ニ驚き、或ひは怒りあるひは愁ひけれども(三十四ウ)すへき様なし。世話にありし、よろこひ候事也といひしよし。おかしき事なれば爰に記しぬ。

傾城奸計の事

享保の頃にや、田所町の名主、傾城を請出して宿の妻となし偕老のかたらひをなしけるか、彼妻に手馴れし篋こたぎに朝夕錠をおろし人に手かけさせざる引出し有。夫にも深く隠しける様ゆへ、夫も元来勤の事故、ふかく疑ひいろく尋ねけれども、事に寄せて染く答へさりければ、弥うたかひせち尋ぬれば、彼妻無拠さまにて申けるは、大金を以我身を請出し給ふは御身の心を慰んとの事也、右引出しを見せ申さんには御心の慰も薄くあらん事を恐れ、深くつゝみ申けるか、疑ひ給は、見せ奉らんと、引出し取出して見せければ、案に相違(三十五才)して袈裟衣鉢等の仏具也。夫大ニ驚き、こはいか成事と尋ねければ、されはとよ、我身

事勤めの初より馴染し男ありしか、浮川竹の中なから偕に死を誓ひし程に契りたりしに、右男果なくも壯年にてみまかりける故、其日より我身も出家と心得ければ、親方抱の身なれば儘にも成かたし、表は契情の常なれば笑ひを売り、閨房の戯れを事とし侍れと、心は出家淨身を専らとせしか、御身請出し妻とし給へは、是又大金に我身を売し事なれば、聊此内心を色目に顕はさずと涙なからに語りければ、夫も涙を催し、さてくゝ奇特成女かな、我も名の知れたるおのこ也と、悴こぼ自漫こぼの心より、暇を遣す間出家得道致すへしとありければ、こは難有と涙にむせひ悦ひしか、我も大金にて請出せし汝なれとも、汝か(三十五ウ)心底をも感し、且は右之咄を聞ては妻となして面白からず、早、菩提所を招き剃髪いたすへしと有ければ、こは勿体なき御事故、出家するからは三界に家なし、今日より錠こたぎして露命を繋ぎてこそ、戒行全きとも申へけれど、一兩日過て暇を乞ひいつくともなく立出けるゆへ、夫も外くゝの人も、扱く珍しき女かなと是のみ咄しけるか、暫く程過て余り遠からぬ所に、右女髮結やうのものゝ妻と成て暮しけるとや。曲輪より馴染約速よびのものにて有しゆへ申合、かく謀ひて夫の暇を貰ひ、右の蜜夫みつとと夫婦に成りしとや。実ニ傾城に誠なしといふ諺に引くらへ、恐敷女的手段と人の語り侍りぬ。

為広塚の事

加賀能登の境に、冷泉為広の歌塚といへる物有し由。左ニ記す。(三十六才)

為 広塚 加能
跡 動 無 建 碑

如斯にて歌に詠し侍れは、

すゑの代に残さんかため広塚のあと動きなくたつる石ふみ

柳生但馬守、心法は沢庵か弟子たる事

柳生但馬守門前へ鉞鉢つてつの僧来て劍術稽古の音を聞、大概には相聞ゆれと、御師範など、は事おかしとあさけりけるを、門番のもの咎め侍れは聊不取合ゆへ、但馬守へかくと告げるに、早、其僧呼入よとて、坐敷へ通し対面致し、御身出家なるか劍術の業心掛しと見へたり、何流を学び給ひしやと尋ければ、彼僧答へて、御身は天下の御師範たる（三十六ウ）よしなから劍術は下手也、流儀といふは劍術の極意に非らず、劍を遣ふに何の流儀かあらんと笑ひし。柳生もさるものと思ひて、然らば立会みられよとありければ、心得し由にて稽古場に至り、但馬守は木刀を持って、お僧は何をか持給ふと尋ければ、某出家なれば何をか持へき、速かに何を以成共打すへ給へと、稽古場の真中ニ立居たり。但馬守も不埒成事を申もの哉と思ひながら、いさといひて打掛んとおもひしか、右僧か有様、打懸らば如何様にか手こめにも可成程ニ思はれければ、流石に但馬守ニて木刀を下ニ置拝謁し、誠ニ御身は智職ちやく道徳の人也、心法の修行をこそ教へ給へ候へかしとひたすら望みければ、彼僧も劍術に於ては普く御身に続くものなしと称し、互ひに極意を契りけるとや。右僧は後に（三十七才）但馬守より申上、大樹家光江公江江昵近せし東海寺開山山山和和尚な

り。

柳生家門番の事

或時但馬守の許へ沢庵来りけるに、門番所ニ一首の謁あり。

蒼海魚龍住 山林禽獸家 六十六国 無所入小身

右之通張てあり。おもしろき文句也、末の句に病ありと沢庵口すきひければ、門番申けるは、聊病なし、某か句也と答ぬ。沢庵驚き、いかなるものと段々尋けるに、朝鮮の人ニ而本国を出奔して日本に渡り、但馬守かた門番をなし居たる也。但馬守聞て、何そ身を入るに所なき事やあると、二百石給り侍に取たてけるよし。今に柳生家に右之子孫ありとや。

大岡越前守金言之事

(三十七ウ)

越前守忠相は享保の頃出身して御旗本より大名ニ成り、政廳の其耆人なり。大岡出雲守は、惇信院様の御小性を相勤思召に叶ひ、段々昇進して御側ニ至り、後は二万石まで御加増ありて御側御用人を勤、岩槻の城主なりし。未御側の頃、同姓のよしみある故、越州も折ふし雲州の館へも来り給ひしか、雲州或時越州に対し、御身は当時世上ニ而天下之大才と称し、御用ひも一かたならず、我も小身より御取立ニ預り御政事も携り候儀、願はくは心得にも可成事は不惜教誡し給へと念頃ニ尋ねければ、越州答へて、某不才にして何歟存寄候事も無之、御身はとし若ニ而当時 將軍家の思召に叶ひ、智恵といひ無残所御事、何歟教諭の筋あらん、併老分の某なれば、聊御身の心得にならん事不申も（三十八才）い

かゝなれ、一事申談候はん、都而人^二対し候而も世に對し候而も、万端を合せ候而の御取斗ひ可然候、しかし実を以合せ給ふ事肝要の心得也と宜ひしを、雲州も深く信伏ありしと、雲州側向を勤めし大貫東馬といへるもの、後次右衛門とて柳營に勤仕し、予か支配なりしか、まのあたり次にて承りしと語りぬ。

妖怪なしとも申難き事

安永九^千年の冬より翌春迄、関東六ヶ国川普請御用^ニて、予出役して右六ヶ国を相廻りしか、大貫次右衛門、花田仁兵衛は予に附添て一同に旅行廻村し侍るに、花田は行年五拾才余にて数年土功になれ、殊に精身健かにして飽まで不敵の生質也けるか、安永十丑の春玉川通へ廻村して押立村^ニ（三十八ウ）至り、予は其村の長たる平蔵といへる者のかたへ旅宿し、外々其最寄の民家に宿をとりける。いつも翌朝は朝速次右衛門、仁兵衛なども旅宿へ来りて一同伴ひ次村へ移りける事也。仁兵衛其日例より遅く来りし故、不快の事も有之哉と尋しに、いや別事なしと答ふ。其次の日も又々予か旅宿に集りて御用向取調ける折から、仁兵衛語りけるは、押立村旅宿にて埒なき事ありて夜中臥り兼、翌朝も遅く成しと語りける故、いか成る事やと尋ねけるに、其日は羽村の旅宿を立て雨もそほ降し故、股引草鞋にて堤を上り下り甚草臥しゆへ、予か旅宿を辞し帰りて直^ニ休み可申と存候処、右旅宿のやうは本家より廊下続きにて少し放れ、家僕など臥り候所よりも隔りける。平生人の不住所哉戸（三十九オ）かきまはらにて、裏に高敷生茂り用心も不宣所と相見候故、戸さ

しのメリ等も自身に打改臥りけるか、とろく^とと睡り候と覚る頃、天井の上^ニて何歎大石など落し候様成音せしに目覚、枕をあげ見侍れば、枕元にさもきたなけなる座頭の、襪れたる島の単物を着し、手をつき居たりしゆへ驚き、坐頭^ニ候哉と声も可掛とおもひしか、若座頭には無之と申間舖ものにも無之、全く心の迷ひにもあるやと色々考へけれど、兎角座頭の姿なれば、起上り枕元の脇差を取あげければ形を失ひしまゝ、心の迷ひにあるらんと、懐中の御証文なども尚又丁寧に懐中して、戸さしのメリ等も打改、二度臥しけるか、何とやら心にかゝり睡らさるとおもひしか、昼の勞れにて思はずも睡りける哉、暫く過て枕元を見るに、（三十九ウ）亦候彼座頭出て、此度は手を広げおほひかゝり居ける間、爰^{ついで}早たまりかねて襪を取のけ、枕元の脇さしを取揚げればまた消失ぬ。依之燈火を掻立、坐舖内を改見けれど、何方かも可這入と思ふ所なきまゝ、僕を起さんとおもひけれど、遙に所も隔るなれば、人の聞んも如何と又枕を取侍れと、何とやらん心にかゝりて寝られす。また出もせざりしか、全く狐狸の為す業ならんと語りはへる。

下藤の事

天明元の年夏のはしめ、予か許へ来る自寛といへる翁、した蔵と記せし二三葉の書を見せけるに、面白き事故、直に其書をありの儘に左^ニしるしぬ。

伊奈氏^{半左衛門} 手代小川藤兵衛妻、何歎いひつりて離縁し侍る。（四十オ）女房常に歌読ければかくなん、

かりそめのことの葉草に風たちて露のこの身のをき所なき

とよみて、ふすまに書付て帰りぬ。其頃且那寺の僧は、麻布一向宗^ニ而京都の人也。夫婦共に冷泉為村卿へ心安く参りける。或夜御伽に出まいらせし。此御物語申上ければ、さ程やさしき心はへならは、いかてはしたなき事のあらしものをとの給ひしを、下りて藤兵衛に語りぬ。みしかき心をくやみて又も呼返しぬ。女房はいか斗かたしけなく、常に好める道の事なれば何とそして御門人を願ひける。僧吹挙しけれども打咲^ミ給ふ斗にて御ゆるしなかりけるを、切に願ひ奉りければ、されはその女房をひとめ見し事は無けれども、まへに我か言しは、歌を詠む程の者ならば、さのみはしたなき事はあらしものをと(四十ウ)いひしより、呼返しけるなん、わかけさうしたらんよりと、人の思はんも道に於て勿体なし、此女房に限りては三神をかけまいらせ弟子にしかたし、歌は幾度も見てとらすへしと仰られけるとそ。僧も驚き帰りて女房に云ひ聞せければ、かゝる正しき御心まします御弟子^ニかなはさる事を深くなげき、明暮涙にむせひていつとなくやまふにつきて、今はの時に至りて筆を乞て、

しる人もなき深山木の下わらひもゆとも誰か折はやすへき
と書て身まかりぬ。かの僧上京して為村卿へしかくの事申上ければ、
あはれませ給ひて、

今は世になき深山木の下わらひもえしけふりの行衛しらすも
と御短冊御染筆ありし。御香奩^ニ精香^ニ送られ、よきに(四十一才)手
向よと下され、其女房に子なきやと御尋有ければ、ことし十斗にも成な
ん、女子彦人侍るよし申上ぬ。歌は詠みならはずやととねもころに尋さ

せ給ふにそ、おさなきゆへ歌はよみ侍らす、去ながら母の子にて百人一
首などは常に詠侍ると申上ければ、その女は我か弟子なるにそと、此段
云ひ聞せよと仰られしとそ。僧もあまりかたしけなさに衣の袖を絞り、
江戸に帰りて藤兵衛親子に言ひ聞せ、また為村卿の御弟子たる磯野丹波
守政武のぬしへ語りしかは、たゞにさしおくへきに非らずとて、則其金
子をもて位牌を造り、件の事ともくはしく政武みつから書て彫らしめ、
彼寺におさめ置ぬ。此事の始終りを書て下藤と号するとそ、政武のぬし
夜話ありしをあらまし書とめ侍る。(四十一ウ)

狂歌の事

近き頃^頃と歎いへる狂歌人^{狂歌人}湿瘡を煩ひける。心易き友とち尋訪けるに、右
友人の在所^所も遙かなる人なれば、狂して我か身の上を詠けるに、
加賀 武蔵 紀伊 駿河 美濃 肥前 出羽 宮房 老殿 甲斐
香かむさし気のくにするか身のひせんこれは哀いさかひもなし
此狂歌ほどあそひなきはなしと、曲淵甲州物語ゆへ記ぬ。

相学奇談の事

或人かたりけるは、浅草辺の町屋に居る相人甚其術に妙を得たり。子か
友人も其相を見せけるに、不思議に未前をいひ当けると咄しき。爰に麴
町辺に有徳なる町家にて、幼年より召仕手代に取立、見世の事も吞込実
体^ニ勤めける故、相応に元手をも渡し、遠からず別株にもいたし遣はさ
んと(四十二才)心掛しに、或日彼の手代右相人の許へ来りて相を見せ
けるか、相人のいはく、御身は生涯の善悪など見る沙汰に非らず、氣の

毒なる事には来る年の六月には果して死給んと云ひければ、彼者大ニ驚きけるか、猶又右相人巨細ニ見届、兎角死相ありと申ければ、強而実事ともおもはねと礼謝して帰りけるか、兎角心にかゝりて静々として樂ます。律義なる心より一途に、来年は死なんとのみ勸して、親方へ暇を願ひける。親方大ニおとろき、如何成るわけ有りてとせちに尋ければと、さしたる訳もなければ唯出家の志あればひとへに暇を給はるへしと望し故、然らば心掛置し金子をも可遣と云ひけれども、本より世を捨る心なれば、若人用あらは可願とて一錢をも不請、貯置し衣類など売払ひ小家を求め、或ひは鉦鉢し又(四十二ウ)神社仏閣に詣て、誠に其日限りの身と明暮命終をまち暮しけるか、或日兩國橋を朝とく渡りけるに、年頃廿斗の女身を沈めんと欄干に上り手を合せ居しを、彼手代見付引下し、如何成訳にて死を極めし哉と尋ければ、我身は越後国高田の百姓の娘にて親も相応に暮らし侍るか、近きあたりの者と密通し、在所を立退江戸表へ出、五六年も夫婦くらしけるか、右男も能からぬ生にて身上も持崩し、かつくゝの暮しの上、夫なるもの煩ひて身まかりぬ、然るに店賃其外借用多くつくのふへきたつきなければ、我身の親元相応なると聞て、家主其外借金方より負ひの分すまし候様に日くせめはたりぬ、若氣にて一旦国元を立退たれば、今更親元へ顔もむけかたく、死を極し也、見ゆるして殺し給へと泣く語り(四十三才)ければ、右新道心もかゝる哀れを聞捨んも不便也、右店賃借用の訳等細かに聞けるに、纏の金子ゆへ立帰り親方へ、斯くゝの事也、兼而可給金子之内、我身人用ニ無之事ゆへかし給はるへしと歎ければ、親方も哀れとおもひ、右金子之内五兩ほど遣

しければ、右の金にて仕払ひ致し店を仕舞せ、近所の者頼み親元へ委細のわけを認め書状を添へ、在所へ送り遣はしければ、右親元越後なる百姓は身上厚く、近郷にて長ともいへる者故、娘の二度帰り来りし事を歎ひ、昔の勘気を救し、両親はらからの歎ひ大方ならず。送りし人をも厚礼謝し、右青同心の元江もかきくときて礼をなしけるとかや。是は扱置、来る年の春も過夏もや、六月ニ至、水無月被ひも済けれど、青同心の身に聊煩はしき事もなく、死期の(四十三ウ)可来とも思はれされは、さては相人のはとのかに欺かれけれ、口惜しさよと、親方江も一部始終有の儘に咄ければ、親方も大ニ驚き、汝か律義にて欺かれしは是非なく、彼相者の人の害を為せる憎さよ、我かの相者に逢て責ては恥辱を与へ、已来の外々見懲とせんと、青同心を連れて相者の許へ至り、右同心を門口格子の先に残し置、さらぬ体にて案内を乞、相人に対面し、相を見て貰ん為来りしと申ければ、相人得と其相を見て、御身の相何もかはる事なけれど、御身は相を見せに來り給ふに非らず、外に子細の有て來り給ふなるへしと、席を立て表のかたを見、右青同心の格子の元に居しを見て、扱く不思議なる事哉、此方へ入給ふへしと、右同心の様子を微細(四十四才)に見て、御身は去年の冬我相しけるか、当夏迄は必死し給はんと言ひし人也、命目出度今來り給ふ事、我相学の違ひならん、内へ入給へと坐鋪へ伴ひ、天眼鏡に写し得と相考、去年見しにさして違へる事なきか、御身は人命か亦は物の命を助け給へる事の有へし、語り給へといひけるまゝ、主従大ニおとろき、兩國橋にて女を助けし事、夫よりの始終くはしく語りければ、全く右慈心より相を改め候なり、此上は

命恙なしと、横手を打て感心しける。主人も大きに歎ひ、右手代に還俗させて、越後へ送りし女を呼下し夫婦となり、今まのあたり栄くらしけると也。

池田多次見か妻和歌の事

備前の家土池田多治見か妻は坊城大納言の妹なりしか、常(四十四ウ)に菊を好み作りけるに、或時夫のこゝろに不叶事や有けん離縁を申出ければ、其妻かくなん、

身のほとは知らて別るゝ宿ながら跡栄へ行千代のしら菊

と詠みけるを、其友たるもの聞て、夫に背き憤る心にてはかくは詠出まじき逆、多治見か短き心を諫め、元の如く夫婦と成り栄へけるとなり。

烏丸光胤入道ト山の事

光胤卿は倭歌の聖ともいひ侍りけるか、宝曆の頃にや、親鸞上人大師号願ひの事にて、勅勘を蒙り蟄居ありしか、天明の帝御即位の御いはひに 勅免ありければ、

おもはずよ恵の露の玉くしけふたゝひ身にもかゝるへしとは (四十

五才)

大通人の凶 但原書に凶、際之

安永天明の頃、若き者専ら通人と言ふ事を貴ひける。右大通といへるは、物事行渡、悪所其外世中之流行意氣地に委敷ものを呼ふニ、甚しきに至

ては、放蕩無頼の人をさして通人または大通といへる類ひ多し。

按に、通の字漢家に通といひ達といひ、仏家にも円通の文字もあれば、かゝる放蕩者を云ふへきにあらされと、物事行渡りしと云ふ心より唱へ称すなるへし。

或人右通人の画讃を携へ見せける故、誠の戲事ながら、後世より見たらんにはおかしく、また昔もかゝる事ありしと、心得のひとつにもなりぬへしとしるし置ぬ。

安永の頃、奇怪の人あり。其名を自称して通人と云ふ。凡凶の如し。(四十五ウ)譬へは鶴といふ変化に似て、口を猿利口にし尾は蛇を遣ひ、姿は虎の如し。鳴声唄ににたり。多分酒を食として世を一、吞にする、あたかも真崎の田楽を奴に与ふるよりも安し。忠といへは鼠と行過、孝といへは本堂の屋根を振むく。燕雀何そ大鵬の心を知らんや。小紋返し の三ツ紋は紺屋へ表の働をあたへ、裏半襟は仕立屋の手間損、三枚裏のやはたくろは世上真くらな足、とんふり多葉粉人と落、木綿手拭長きにもふき足らず。穴知らずの穴はなし、親和織の文字知らず、誹諧知らずの誹名、通人の不通なるへし。凶の如きは親類不通の種ならんかし。

諺歌の事

或人子に語りけるは、此頃世にあふ歌世にあはぬ歌とて(四十六才)人の見せ候よし、懐ろにして来りぬ。此歌の心実にかくあるへけれとも、一概に信しけんは不実薄情のはし也。心ありて見給ふへし。

世にあふ歌

世にあふは左様で御坐る御尤これは格別大事ないこと

世にあわぬ歌

世にあはじそふで御座らぬさりなからは御無用先規ない事

悪女歌の事

或人妻を迎へけるに一眼にてありしかは、其夫物うき事に云ひ罵りければ、彼妻かくなん、

みめよきは夫の為のふた眼なり女房は家のかためなりけり

其夫も理に伏し、かたらひ栄へけるとなり。(四十六ウ)

女をいましめし歌の事

或歴々の娘、其職ならぬ方^江嫁しけるか、公家武家と違ひ、あるひは農家商家と違ひしは熟縁せざるの道理にて、夫婦心ひとつならざる故、其母愛ひて、兼て出入せし堂上の許へまかりし頃右の咄しけるを、右堂上誰なりけん、一首の歌よみて給はりける。

つじ妻もはせなはなとか合さらん裏は表にまかせおく身を

右歌を其娘に与へければ、其後夫婦の中もむつまじくさかへけるとなん。

河童の事

天明元年の八月、仙台河岸伊達侯の蔵屋敷にて、河童を打殺し塩漬にいたし置由、まのあたり見たるものゝ語りけると(四十七オ) 図を松本豆州持来り、其子細を尋るに、右屋舗にて小兒など故なく入水せしか、怪

む事ありて右堀の内淵ともいへる所を堰て水を替へ干けるに、泥を潜りて早き事風の如くもの有り。漸鉄炮にて打留しと聞及ひし由語りぬ。傍に曲淵甲斐守ありて、むかし同人河童の図とて見待しに、豆州持参の図少しも違ひなしといひぬ。

犬に位賜はりし事

天明元年に酒井雅楽頭蒙 台命上京ありしか、雅楽頭はまた壮年にて常^ニ狎を愛しけるか、右之内最愛の狎は在所往来にも召連給ひしか、此度公の重き御用故連ましき由の所、出立の日に至り駕籠を放れず。近習のもの駕へ入れしと防きしに、或ひは(四十七ウ) 吼或ひは喰ついで手に余りぬれば、品川の駅より返しなんとて品川まで召連、右駅に至りける故自是返しなんと色く^くなしぬれと、兎角に屋舗にての通故、是非なく上方まで召連けるに、よき犬にや有けむ、京にも其沙汰ありて、天聴に入ぬれば、畜類なから其主人の跡を逐ふ心の哀れ也とて、六位を賜はりしとかや。是を聞て事を好む殿上人の口すさひや、亦是京童の申けるや、

くらひつく犬とそ兼而しるならばみな世の人のうやまはんく
右は根なし事にもあるへけれど、其頃所々^ニ而取はやしける故、爰にしるしぬ。

倭約を守る歌の事

当紀州公は左京太夫たりし頃より、文武に長し賢徳の間へ(四十八オ)

ありけるに、天明元の夏紀州公の御歌のよし人の咄しけるに、難有御事と思へるまゝ、虚実は知らず。

人馬を持武器を用意し、勤の役儀をかくましと思は、儉約を守るへし。其儉約の仕方は、我身の不足を堪忍する事を知るへし。事足れば足るにまかせて事足らすたらて事足る身こそ安けれ

紀伊治貞公賢徳の事

紀州公いまた左京大夫にてまします頃、甚慈悲深く下々を恵み給ひしか、軽き中間共迄も右仁慈を難有思ひけるや、何卒御厚恩を報し奉らんか軽き者にて何事も御奉公の筋なし、日々厩にて入用之沓、御買上之分を隙くく拵へて献すへきと頭役へ願ひし故、頭役より上聞達しければ、下々の心付(四十八ウ)奇特^ニ感し給ひ、左あらは右沓を可上、併是迄何程^ニ調候哉と糺ありて、縦令は今まで十銭の沓ならば八銭は中間共に取らせ候而も是迄より益なるへし、残二銭の内を是迄沓の入口致し候者急に助成に離れ候而は難儀之道理ゆへ、少々つゝ為取候やうにと被仰付けるよし、面白き事なり。右紀州公は平日木綿織の夜具を用ひ給ひける故、御先例も無之甚しきの至りと、老臣の輩歎き諫めけるか、是は儉約にあらず、養生の為なれば必此儘に差おくへきとの仰故、自然と泊番に出候ものも木綿夜具を用ひ、自から質素を守けるとや。

酒井忠実儉約を守る事

酒井修理大夫忠実はいまた年若の人なるか、学問を好み下屋舗には学校

を置いて、家中老少となく学問を専らとして、(四十九才)武芸の事も殊之外世話致されけるとや。奥方は京都久我家の息女にてありし、右婚姻の前に木綿衣類十待更として出来しける故、老臣老女なども是は如何なる御事と申ければ、我等儉約を専らにするは、江戸在所大勢の家中を養育し、且公儀より被仰付御用向を無滞勤度存心より、常に自分も綿服をなしける上は、我等の妻たらんもの随分綿服を可用事也、若いなみ候事ならば上方へ返し候迄の事とて、縁女江戸着の上婚姻の前是を贈り給ひしとかや。当時人の評判せし人にて、家中共に身上相応にくらしけるよし、人の語りけるまゝに記す。

小刀銘の事

大石良雄小刀のよし、北伴五郎とて鎗術の指南をなせるもの(四十九ウ)所持いたせるを見たるよし、柘植長州物語也。木束の小刀^ニ銘彫左之通。

万山不重君恩重 一髮不輕我命輕

右の句良雄親彫付て良雄に与へしを、良雄所持して報仇の後に泉覚寺^{いづみさく}へ納めしを、伴五郎申受今に所持せるとや。自然に内蔵之介良雄か志を勵す父か遺筆、暗に通しけるかや。

水野家士岩崎彦右衛門か事

有徳院様御代御取立^ニて老中勤仕有之候水野和泉守忠之は、元来小身の御旗本の悴^{つら}而、至而下賤の事もよく弁へ存せし人成しか、本家相続有

りて後執政を勤られし故、其器量も一かたならざりし由。然るに本家相続の頃近習相勤る（五十才）士に岩崎小弥太といへるもの有り。和泉守衣服着替の節取なやみ遅とて帯にて小弥太か顔を打れければ、小弥太次へ立てもと、り切私ひ、先代より奉公致しけれども侍の顔を打れ候事無之、武士の一分捨り候趣書置して立退ける故、泉州にも後悔ありければ、隨身の家士も家中の背ん事を恐れて諫めける故、老臣を招て、小弥太行衛を尋呼戻すへし、全く自分の誤也と泉州申ければ、老臣水野三郎右衛門答へけるは、御尤の御儀ながら、主君の御誤りと申候ては決而可帰小弥太に非らず、主命ニ背き不届ニ候間切腹をも可被仰付ニ付立帰候様申渡候は、帰可申と申けるゆへ、其旨泉州聞濟有之呼もと給ふに、果して立帰りける間、加増申付納戸役にいたされけるとや。泉州英雄とは云ひな（五十ウ）から、段々昇進の上、其氣力を助けしは右三郎右衛門と小弥太事彦右衛門のよし。今も其跡目は左近將監家にありとなり。

江戸鼻負発句の事

京都さる堂上の、あつまの祭礼を笑ひて、其頃の俳諧師宝普齊其角へ一首の狂歌を贈りぬ。

あつまなる鄙の拍手悪のあなる哉神田祭のつゝみうつ音
其角いきとふりて、

名月や大名達をはなすゝき

かくいたしけるとや。近き頃百葉といへる俳諧師、其角のこゝろを追ひて江戸自慢を、

人留めてすゝしく通る祭かな（五十一才）

弓術古実の事

近き頃紀州公、神代のサカツラの箆を弓町の職人へ被仰付しに、弓町にても右サカツラの箆の事知るものなし。江戸表名におふ弓の師範江も承合けるか、しる人少し。或人右サカツラは有徳院様の御代御好ニ而被仰付候箆の事なるへし、右箆は猪の毛を逆サに植し事也といへる故、通れ其事ならんと右之趣に相調へ、紀州公へ相納めければ、公御覽遊はして大きに笑わせ給ひ、右は有徳院様御物好ニ而被仰付、神代之箆の名を御かりなされ、さかつらと銘被遊しと聞及ひぬ、かゝる品にはなしとて御返しニ相成ければ、亦々所々詮儀して、弓術師範致しける（五十一ウ）吉田弥五右衛門かたへ承合けるに、弥五右衛門大笑ひ、サカツラといへるは桂にて拵へたる箆なり、神代は今の如く形様を飭りたるにはなし、桂の若きを撓めて箆に拵へしなり、早桂と書てサカツラと読む事と教へける故、其通にいたし納めければ、紀州公是は誰に習ひけるやと右弓師ニ御尋故、有の儘に申上げれば、吉田の名字名乗る程ありて古実者なりと御意のありしとや。

下賤の者にも規矩見式ある事

或る年の暮に、子か親かりし浪人、貧しき暮しなから身上も可成ニ仕廻りよりて、いとにきはしき大晦日の気色を働し居たりしに、門口をさゝい〈とゆふ〉と商ふ声しける故、不思議にもおかしくおもひて、螺貝

を買ふて春の着にせんと(五十二才)呼入れれば、右商人さゝいは無之菜斗りのよし^ニ而、青菜拾四五把籠の内に置り。子細もあらんと多葉粉茶など振廻、なにゆへにさゝゝんと呼候哉と尋ねければ、我等事夫婦さしむかひ^ニ而甚貧しく暮ぬ。去ながら三十年來螺貝を売て渡世にいたし、勿論三十年來商ひいたし候屋しき拾軒あり。右之方^ニて螺貝とたに呼候は、例のさゝゝゝり来りしとて、菜を持参りても其外何を持参候も調ひ侍り候得は、夫婦の業はある也、御身に不限、強て求め給はずとも不苦と語りぬ。世にはかゝる異物もありしと、右浪人一方齋かたりぬ。

天道の論諭の事

ある儒者の申けるは、君父を弑し或ひは盜賊をなし(五十二ウ)人論^ニに背きし事あれば、公儀或ひは領主地頭より踵をめぐらさず誅戮を加へ給ふ、是天道の常也、然^レにさまでの悪事にはあらねと、日用の小事にも道に背きたる事あれども、誅戮を上より加え給ふ程に至らず、然れ共天道ゆるし給はぬ日には、譬へは三間の道も一間ツ、狭くなし給ふ道理なりと言ひぬ。実にも面白きたとへならん。父母の子を思ふも、君の臣を見給ふも此心あるへし。聊の悪と見ても慎むべき事ならんとこゝに記す。

江戸武気自然の事

浪華の鴻池善右衛門といへるは浪陽第一の豪家にて、大小の諸侯の用金等不引請はなし。天明元年牧野越中守殿^{諸司代被} 仰付、土岐美濃守御

城代被 仰付、未在江戸^ニ而被居し(五十三才)折から、善右衛門義伊勢参宮いたし江戸表へ出候処、牧野家は親き訳も有之哉、浜町中屋舗の長屋をかし、家来分にて右善右衛門居たりけるか、当時金銀用向等相頼候諸家よりの饗応大かたならず、日々菓子珍味等給りけるとや。或日善右衛門借用の長屋前^ニ而、家中の子供大勢遊び居たりしを、善右衛門見及ひ手代に申けるは、所々より給はりし菓子夥しく捨候外無之間、あの子供衆に振廻ひ可然旨申ける故、手代とも右の子供を呼び候而菓子を出し、其訳申けるに、右子供申けるは、我^レは士の子也、捨候菓子を喰へきや、善右衛門如何程富貴成とも元来町人也、不埒の申条かなとて、菓子を投返し、或ひは石を打なと致し、以の外騒動せしかは、手代いろく^レ託言して、全く右体之儀に無之段申たれば、流石に(五十三ウ)子供了簡いたしけるとなり。

松平康福公狂歌の事

天明元年の頃、老中一臈たりし松平右京大夫輝高卒去の後は、康福公一臈たり。松平左近将監、堀田相摸守、松平右近将監、松平右京大夫まで、いつれも一臈^ニて御入用かたを勤られしに、京兆卒去之後、御入用方の事水野出羽守被 仰付候故、康福公の家士杯は本意なくも思ひなんと巷説ありしか、事を好むもの、作説や、又は防州公は元來博学^ニ而見量ある人ゆへ実に自詠なるや。人の語りけるは、康福公 御名代として朝とく上野へ御越の途中、東叡山へ町屋豆豆腐を入れ候もの、おかもちへ豆腐を入、片荷に持物無りけん、石を天秤棒にかけ一荷にして通りしを、

康福公興中（五十四才）より見給ひて、あれは何なりと尋給ひしに、駕脇のものしか／＼のよし答へければ、帰館の後近臣に其訳咄し給ひ、面白き事故狂歌せしと被申けるよし。

世を荷ふ心は安しあめか下豆腐に石も時のつり合

鬼谷子心取もの語りの事

安永の頃、浅草馬道に鬼谷子といひて鍼治の業をなし、且雲氣の学を以人の吉凶を語りなとしたる奇翁あり。其年百歳余といへとも誰も実事を知る人なし。右の門人子か許へ来りて語りけるは、此程鬼谷子を久留米侯へ呼れしに、其術信仰の上、老翁なるを以尊敬また類ひなし、或時老人の事故玄関より駕に乗、門の出入も駕の儘致すへしとて其訳申渡、時々呼はれしか、兩三度目にも有りなん、（五十四ウ）例の通裏門へ参り乗輿の儘通りけるを、門番人咎めけるは、何者なれば乗輿のまゝ、通ると有し故、しか／＼のよしめしありと附添の人断りしか、番士何分承知なきゆへ駕を下り通りしか、最早重ね而久留米候召るゝとも断を申参るましと申故、右門人諫めけるは、大家の事なれば左程の事有へき也、老生を御恵みありとて駕而門内を通行も又類ひなき事也、是迄の通立入候かた可然と申ければ、鬼谷子答曰、我富貴金錢の望みなしといへ共、下賤の老翁を二十万石余の諸候より招き恩遇ある事、いかてかいなみ嫌ふ事更になし、乍併人に参会懇志するに合氣^ニ成候而はゆかぬ事あるもの也、至而親しきもてなしの内へ一節ふしを付れば恩遇不絶物故、某輕き身分を大家の門内駕^ニ而（五十五才）の通路は其寵遇の過たるなれ共、

纒か二十万石の一家^ニて、門内駕籠にての通路を免し、又門にて咎など云ふは号令の行届さるなり、重而参るまじきと申遣なは定而右は門番の心得違ひなど、申被相招候半、其節は如何^ニも此身を謙り、重而は門内駕^ニては不通行様可致、此時上下和合して永く交歡のたゝさるもの也と語りしか、果して左ありしとや。

物は一途に無之候而は成就なき事

都而物事ともたとひ神仏へ祈ればとて一途になくは叶はぬ道理なり。纒の初穂を献し願ひを叶へんと云ふ愚夫の心かたいたかな。物の多少^ニは寄へからず、十二銅の初穂も其身分に寄るへき事也。摂州大坂道頓堀の河原^ニ乞食同様の体^ニ而呪をなせる出家あり。其後江戸表へ下りしと聞て、或るいさり有しか、未年若の身分、何卒右呪にて快気も（五十五ウ）することならば其出家を尋へしと江戸表へ下り、もとより貯なき身なれば乞食同様のもの貰ひして居たりしか、大勢群集して呪の僧来れりといふ故、右いざりも其所へ至り出家に問ひ、御身は大坂道頓堀に居給ひし人ならずやと尋ければ、成程其出家也と云ふ故、左あらは年月尋たり、何卒御身の呪にて我等か兩足を立^テ給はるへしといひければ、成程加持いたし遣すへし、何を布施に出し候やといひしを、彼のいざり大^ニ怒り、是迄無益の事に汝を尋けるかな、聞しに違ふ売僧かな、我等只今往來の恵を乞ふ身分なり、何歟布施物の有へきと云ひければ、出家から／＼と笑ひ、人に一大事を頼むからは、其身の精心を尽さずして何の感応かあらん、汝か傍にある面桶の中^ニ穢はしき食物（五十六才）あり、

是を布施に可致といふ。爰におみて右のいざり、成程面白き事也、此品は穢しき食物なからは今日の露命をつなく食物也、是を布施にせんと差出ければ、彼僧右の食に水をかけ一粒も不残喰畢而、しからは加持可致として何駄呪文を唱へ、汝か志決定の上は呪の加護あるへし、いさ立見候やうにと申けるか、一心の通力や何の苦もなく立上り快く成りしと也。小野日州物語を爰に記す。

山中鹿之介武辺判談の事

山中鹿之介は往古武辺場数類ひなく武勇の男なりしか、或日合戦済て其日初陣の若武者兩人鹿之助にむかひ、某かゝる初陣にて敵と鎧合の折からは、兼而おもひしとは違ひ、敵に向ひては先震ひを生し、目さず敵を睨と見る事も(五十六ウ)難成、仕合に踏込鎧付て首を揚候得共鎧の毛も不覚、かゝるものにてある哉と尋ねければ、随分精を出し給へ、連れ武辺の人に成給はんと答。今老人申けるは、某は左程には不存、さす敵と名乗合、敵は何絨しの鎧にて何毛の馬に乗しか、鎧付し場所其外鮮かに語りければ、鹿之助同しく答してける。右両士其席を立て後、傍の人此論を鹿之助に尋ねければ、最初に尋ねし若侍は連れ武辺の士になるへし、後に尋しおのこは甚心元なし、若拾ひ首にてはなきや、左もなくは重而の軍には討れ可申といひしか、果して後日其言葉の如し。鹿之助申けるは、某など初陣或ひは二三度目の鎧合は、最初の武士の云ひし通震ひを生し、眼をひらき向ふを見らるゝものにてなく、只一身に向ふを突臥んくと(五十七才)思ひ、幸ひに首を取りし也、度々場数を踏

こそ其様子も知るもの也と語りし由。

沢庵壁書の事

沢庵の書る壁書を、山村信州所持のよし而写給りぬ。

飯は何の為に食ものそ。ひたるきをやめむためにくふ物歟。ひたるき事なくはくふて不入物よ。さらはさてもしかるにそへ物なくては飯はくはれぬと皆人のいふそひか事なる。偏にひたるさやめん為のはかりことや、役にくふ飯にはあらず。そへものなくて飯のくはれぬはいまた飢の来さる也。飢来らずは一生喰はてあらん。若飢来らはその時におめては糟糠をもゑらふへからず。況や飯におめてをや。何のそへものかいた(五十七ウ)らん。受食如腹葉せよと仏も遺教し給ひしか、衣類もまた如此。人は衣食住の三にこそ一生をくるしむれ。此こゝろあるにより我は三のくるしみうすし。

これそ我か反故のうち也。練金法印のかけとある程に書く也。

元和の西の冬に

宗 彭

大木口哲大阪屋平六五十嵐狐齋薬江戸廓最初の事

大木伝四郎、芭蕉齋薬、宝筆三人は、同在所者而一同江戶江出、兩國に於て今相心に暮しけるもの故、右之者共在所を出し時、互ひに出世の事を約束せしか、三人共約の如く相成しと或人の咄を聞しに、伝四郎親口哲は口中医を致し、予か許へも来る故聞糺し侍るに、芭蕉齋薬、宝筆の先祖も、口哲在所播州の者にて、祖父の代在所へ中登り(五十八才)

せし頃同道いたし、江戸表へ召連世話いたせし間、今に両家共親類同様
にいたし候由。右伝四郎初而江戸表へ出し時同伴せしかは大阪屋平六、
狐膏薬を商ひ平蔵、油売いたし今兩國に居し五十嵐屋なり。右四人江戸
表江出候節、若四人之内銘々出世して若不行届ものあらは相互ひに世話
可致と約束し、夫々稼をいたせしか、伝四郎は齒みかき口中薬等の辻売
杯なし、段々仕合能あたらし橋に酈を出し、五十嵐も兩國に油店を出し、
平蔵は京都稻荷小路の生れ也とて狐膏薬といふ存付^ニ而、是又相応^ニ身
上をかためけるか、平六老人は仕合あしく、本所御家人の御番葛籠など
持てかつく^ニに暮しけるか、或日伝四郎か酈へ来りて、兼而の申合と違
ひ右三人は相応^ニ身上持給へとも、我等は(五十八ウ)妻子とも養ひ難
くて荷持かつき致し候と恨み言葉を交て申ける故、実にも約束を忘れた
り、いかにも三人申合せ話致すへしと、五十嵐ならひに平蔵へ相談し、
いつれも捨置き難き事逆彼是世話致しけるか、今の大坂屋平六酈其頃は
九尺店のあやしき生薬屋なりしか、右之亭主上総の者にて在所へ引込候
間、右見世へ名代共売渡し度由の沙汰を承り、幸ひの事なれば右名代を
買ひて彼荷物を仕付へしと相談の上、仕入有之木葉并召仕ひの小者共に
金六拾兩の積相談相極、口哲并五十嵐より金二十兩ツ、差出、平蔵は夫
程の世話難成身上故十兩差出し、残拾兩不足之処は右荷物の株或ひは古
道具等売払ひ、右生薬株買請候積の処、荷物株古道具とも漸八兩^ニ相払
候(五十九オ)事故、平蔵拾二兩差出し、なんなく株を調べ、大坂屋平
六といふ薬種酈を其儘に商ひ致させけるか、平六も生薬の事は少し心得
も有りて出精いたし候上、口哲先祖伝四郎工夫にて、其頃本町三丁目今

も相続いたし候す屋弥兵衛といへる者ありしを相頼、薬種類の俵もらい
或ははき集の分夥敷事なるを、相對の上老儀百文ツ、に買請、右薬を口
哲、平蔵、五十嵐共に手伝撰分引風の薬を拵へ、諸の風を払といふ心に
て諸風散と名目をつけ、其頃未引札など申事のなき折から委細に風を治
するの訳を認、初而迂く^ニに引札いたし八錢より百錢迄^ニ売けるに、折
節風氣流行し夥敷売ける故、俄に平六身上大きく成、段々年増に仕合よ
く、今は四人の内老番の身上^ニ成けり。かゝる訳故いつれ(五十九ウ)
も親しかりけれと、代々うつりかはりて、今の平六は年若にて跡を取り
古きものは無き故、むかしの事知りしものもなければ遠く^ニしく成ける
とかたりぬ。

兩國橋幾世餅起立の事

幾世餅は浅草御門内藤屋市郎兵衛方元祖にて、兩國橋のかた松屋は元來
橋本町辺に住居せし輕き餅売なりし。新吉原町の遊女幾世といへるを妻
として夫婦にて餅を拵へ、毎朝兩國橋へ持出、菜市の者へ売渡しける。
年も盛り過ぬる女なから吉原町の幾世く^ニと申触し、殊の外商ひも有り
しに、今の見世に九尺店ありしを買ひ右之処へ引移、兩國橋幾世餅と妻
の古名を名代にて商ひせしか、幾世邸にありし頃の馴染の客など逐々世
話致し、暖簾を染させせといたし、(六十オ)右世話人共思ひ付にて日
本一流幾世餅と染て懸渡けるにそ、藤屋より障を申立、其頃の町奉行大
岡越前守方へ訴出てけるは、幾世餅の儀は本来藤屋一軒にて暖簾にも藤
の丸のしるし相用候処、近所に同様の商ひを始、暖簾も藤の丸を染候事

難心得と申立故、小松屋を呼出し吟味ありしに、小松屋申立は、同人妻は元遊女ニ而幾世と申故、自然と幾世餅と人々唱へ候義ニ而、紋所は前々々用ひ候品ニ有し、暖簾着板いづれも已前之幾世客の給はりしと答ふ。是又申処其謂れ無きに非らず、双方申処を以自分存寄有り、右の存寄ニ随ひ可申哉と越前守尋故、いづれにも可奉畏旨答へける故、双方共に一所ニ居候故事やかまし、されはとて松屋か幾世餅といへるも其名ヲもちふるも商ひ筋の儀、藤屋か古古(六十ウ)の事のよし、是又可改様なし、然るに双方共に江戸一と看板にしるし候間江戸の入口に右江戸一の訳を記し可然、ふじ屋は四ツ谷内藤宿へ引越江戸一の看板出して、小松屋は葛西新宿へ引越商ひを可致、何れも新宿と唱ふる処なれば汝らか同名を争ふ所も相立可然と申されければ、双方共辺鄙へ引越の儀大ニ当惑して、熟談の上願ひ下ヶいたし今の通商ひいたしけるとや。

京都風の神送りの事

安永元年の冬世上一統風氣流行しける。右風は大坂より流行し来ると巷説なり。其とし江州山門の御修復ありて若林市左衛門なども上京あり、霜月の頃帰府にて、右風邪上方にては六七月の頃殊の外流行けるか、夫にておかしき(六十一才)咄の有りとて漸されけるは、大坂にての事なりし由、風神送とて大造に鉦太鼓をはやし、藁人形或は非人などを賃錢にてやとひ、風の神ニ拵へ送りける、京大坂の仕癖故大坂ニて其頃も非人を雇ひ、二三町の若きもの共申合、風の神送りを興行し、鉦太鼓三味線にて囃子立送りけるか、若きもの共余りの興に乗しけるや、或橋の上

まで送りて送り仕廻の伊達にや、右風の神に仕立たる非人を橋の上より突落し、とつと笑ひて我家へ帰りけるか、彼非人つくくとおもひけるは、価をもつて風の神に雇はれしとは申なから、如何に水枯の時なれば迎、情なくも橋より突落したる恨しさよ、仕方こそあれとて、夜に入彼風送せし町々へ来り、表より戸を叩ける故、何者なりやと尋ければ、先刻の風の神又々立帰りしとて、(六十一ウ)家へをいやからせける迎、京中の笑談なりとや。

金春太夫芸評を申上し事

有徳院様の御代、金春六郎は上手の聞えありしか、或時御前へ罷出候節、宝生太夫は上手也と世上ニも取沙汰致し候由、如何上手に候哉と御尋ありければ、他流の事ニ付いづれとも難申上、宜いたし候段御答申上ければ、夫は一通りの事也、御尋の上は心に存候所ありの儘に可申上と、御小性衆が再応御尋ありければ、甚困り候而か、左候は、可申上、此間は大名被召呼能仕、料理など相濟楊枝をつかい候節、宝生太夫義楊枝を遣ひ仕廻、楊枝さしへへん指候而亦ひき出し、一寸程放れ候而投入申候、宝生太夫か芸は是にて御勤弁可被下と御答申上ければ、上ニ而兼而思召候処も符合いたし候と御笑ひ被遊しとや。(六十二才)此宝生太夫能はよく致しけれ共、常に正風体ニ無之仕打を好む気性、金春か氣に入さる故かく申上しとかや。

薬研堀不動起立の事

右不動は元來本所辺御旗本の方にみくし斗古來の持傳へ、作仏の由なりしか、度々不宜事のみ、或は夢枕等に見へし故、主人愁ひけれ共捨んも心苦しく、出入の修驗海宝院と云へる有しゆへ、右の者へ右みくしを可遣間、建立いたし助成可成哉とありて与へければ、彼海宝院は氣根よき人而、日々右みくしを脊負ひ江戸中建立の奉加をしけるか、元文の始今の不動の有ける所は茗荷屋庄左衛門といへる茶屋にて、右の八角に九尺の店ありて久舗明店なるを、海宝院庄左衛門へ対談して一ヶ月廿四匁ツ、の家賃を金百疋にいたし借受、不動のみくしは門(六十二ウ)口に出し置日々鐘など敲き、廿七日廿八日には助力を往来へす、め、日々猶所々を勸化せしか、いつとなく流行して參詣も多く有之候処、右茗荷屋庄左衛門義嗣子を集隠し、売女致候義付追放相成、右屋敷も明き候故、則庄左衛門元住居をも打抜き追々建広、今は七間口程にて老か年ニ初穂其外千両金も納り候由、右近隣の大木口哲物語也。口哲若年の頃右の不動のみくしを出し海宝院勸化せし場所へ子共遊ひに出候由。且海宝院は元來常陸の者なりしか、其後在所の親病氣にてこひ募ひ候故、無拠右不動一式を本所弥勒寺塔頭の者へ金百五拾兩ニ渡渡し在所へ引こみける故、今は弥勒寺持にて別当は妙王院といへるとなり。

足利聖像の事

(六十三才)

安永五申年冬より子関東川々御用を承て国々廻村せし折から、足利に至り同処学校も詣てけるか、出家老人出て案内し、境内の字ふり松などの謂れ語りけるか、當時は寺となりて出家の言葉故怪異のみにて、強

て面白きと思ふ事もなかりしか、聖像を拝しけるに古き木像にて坐像也。衣紋手足の形容誠に絶伎のなす処と見へたり。然るに通途の聖像と違ひ面貌温淳の相に無之、聊怒氣の顕れたる故、帰府の後人に語ければ、夫は左もあるへし、足利の聖像は閻羅のみくしを見出し、聖像なりとて木像に取立しと聞及ひしと語りぬるゆへ、実にも左あるへしと覚ぬるまゝ、に爰に記置ぬ。

人の運不可計事

安藤箱台の譜代の家士名字は忘れたり幸右衛門といへる者(六十三ウ)有し由。今は身まかりしか、彼の者在所は紀州黒井村といふ所にて、加田と向ひ合て島同前の場所のよし。右幸右衛門は若年箱台の親の許にみや仕しか其項箱台の父幸右衛門は紀州の家士にて若山に勤仕のよし、同人弟有し故是をも若山に呼て勤させへきと、迎ひかてら幸右衛門義彼黒井村へ至り、父母其外の兄弟も逢ひけるか、其頃黒井より加田の海面両日ほど真黒に成て渡るもの有り。能々見れば黒井の鼠加田へ渡りけるにそありし。かゝる不思議にも不心付、父母兄弟に分れを告て弟をつれ若山へ帰らんとしけるを、ひらに今一両夜も止り候へしと強て止めけれ共、約せし日数なればとて帰りぬ。其夜中津波にて一村一浪の内に滅却し、父母兄弟家族共に水中の物と成りしか、不思議に幸右衛門まかぬかれけるとや。

(六十四才)

又

天明二寅年浅間山焼て、上州武州の内甘楽郡、碓氷郡、緑埜郡、片岡郡

は或は三尺或ひは一尺程に焼砂降積り、田畑も押埋堀川を埋め、浅間近き軽井沢などは火の儘にてふりし故、家を焼候も有りて怖敷事也。又上州吾妻郡は浅間の後ろなるか、彼辺は砂の降りしは少けれど、浅間山頭鉢領といへる洞より泥火石押出し、家居を押流し民を泥に埋め、火石ニて六番生類を焼破りて、吾妻の川縁より群馬郡、武州榛沢の郡辺まで利根川、烏川を押し通り、所に寄りては或ひは老丈二丈も泥の押上げる故民の死傷も不少此委細書は予御用中ニ記して下冊をなし高貴の、予右見分御用を仰蒙りて御方へも御目に掛しありよて爰に記す。予右見分御用を仰蒙りて不残廻村見分し、翌春迄に損所御普請も出来しけるか、吾妻川の川縁に(六十四ウ)祖母島村といへるあり。彼地泥押の折から老少となく恐れ戦き、後ろなる山へ命限りよち登りしか、翌日ニ至少々静まりて誰彼と人を尋しに、右村方にも二十人余も押流されて行衛不知。これによつて見えざる分は死せるものと歎き弔ひけるか、河原の岨際に物こそ見ゆれと立越見れば、小児を肌を負ふて泥の中ニうつつし居しもの有ける故、早々取出し泥たらけなるを洗ひて見れば、村方百姓の母孫を肌を負ひて、祖母は相果脊負ひし孫は恙無りしとや。其日の事にもあらず翌日迄泥中ニ倒れ、既に祖母は相果しに小児の生残りたるといへるも不思議の運也と爰に記しぬ。

信心に奇特ありし事

明和九年の江戸大火は人々の知る所也。其節の事なるよし。予(六十五才)か近隣若山某の妻咄しけるは、右妻の伯母は佐竹右京大夫奥の老女にてありしか、大火の節奥方ニ附て立退きしか、何方にありしや紛マツ擾マツ

混乱の中ニ乗物を見失ひ、所々尋ねけれども其行方知られねは、引取置候部屋子の小女を連爰かしこと尋けるうへ、浅草大たんほといへる方まで迷ひ歩行しに、其ほとりも追く焼たちぬる故、如何せんと当惑しける所に、佐竹家の印香の図の挑燈を持しもの二人連ニて通るを見かけ、呼かけ候而しかくのよし申ければ、大ニ悦ひ、我等介抱可致と、兩人の着しける革羽織を脱て下に敷、上にかさして火の子を防ぎ、小女の給物など才覚して漸其辺も鎮りし故連立て浅草蔵前まで出しに、主人の乗物を見請し故、生たる心地して右乗物にすかりしかくのよし語り涙にむせひ、やかて(六十五ウ)供して屋敷へ立退しよし。右騒動の折から故介抱の兩人名も聞侍らず、かやうくの者ニ殊之外世話に成しと役人へ申談、謝礼をもせんと念頃に尋ねしか、所々の屋敷を詮儀しけれと似たる事も無しし。右老女兼而信心人に勝れしか、神仏の助け給へるならんと語り侍りぬ。

雷を嫌ふ事あるましき事

長崎の御代官を勤めし高木助右衛門か祖父迄は市中の長なりしか、至而雷を嫌ひ雷の時の為とて穴室をこしらへ、猶横穴を堀り石柳をこしらへ置、雷強き折からは右石柳の内へ入て凌ぎけるか、身分結構に被仰付候節、江戸表江召れ崎陽を発駕しけるか、其留守夏の事なりけるか、夥敷雷ニて所々へ降りしか、右穴室の上へも落て石柳を微塵に(六十六才)なしけるを、掃府の上見及びて、おほやけの難有弥増に覚へ、夫よりは運を感じけるや、雷を怖れさりしとや。

碁所道智御答の事

有徳院様御代、或時碁所の者へ御尋有けるは、碁の力同様の者候は、先手の者果して勝へき事と思召候旨御尋ありければ、道智申上げるは、上意の通御坐候得とも、年齢同様而其日之気分も同様而碁力又同様の候は、先手の者勝可申段御答申上しとや。流石之上手の御答也と曲淵甲斐守咄なり。

実母散起立の事

中橋大鋸町に木屋市郎右衛門といへる町人、実母散とて産前産後都而婦人の妙薬たる薬を商ふ。当時都鄙もつはら取用る薬なり。其本来を尋るに、三代已前市郎右衛門は(六十六ウ)薪商売なしかけるか、同人弟は長崎に居たりしに、長崎にて医を致しける者何歟江戸表引合出入有て出府いたし、町宿を取て公事をなしかけるに、吟味に日数重り入組みし訳もありて何かに三年余も在府なしぬ。依之雑用も差支甚難儀しける故、兼而市郎右衛門弟右医師之儀江戸在中は心添候様いたし度旨の書状共添候故、市郎右衛門も他事なくいたし、上向たに濟事ならば市郎右衛門方へ宿替の事相談及び、其訳願ひければ、素人宿は難申付、併呼出之節町宿へ申遣差支なき様致しなは勝手次第の沙汰故、是迄の町宿と相対いたし、市郎右衛門世話いたし同人方定宿して有りける。ある時、市郎右衛門隣家の富人娘に簀を取ゆたかに暮しけるもの、右娘産氣付殊以外の難産にて産門より足を出し産婦(六十七オ)も人事を忘れ苦しみ

ける程也。父母宿に居兼而市郎右衛門方江来り歎き咄しけるを、右医師聞て、諸医の手を尽し候上外致方も無之は我等に為見給ふまじやと尋ねければ、悦て則右産婦を見せけるに、我等薬を進し可申か、たとひ事不行とも恨不被申候は、可進と申ければ、何か諸医も断の上はひとへに頼入旨而則一貼を与へければ、的中のしるしや産門より出し足を内へ入れれば、弥右の薬を用ひけるに事故なく安産して、出生は死体なれとも母は別儀なかりける故、父母の悦ひ大方ならず、金子四拾兩命の礼とて与へけるか、かく礼を請へきいわれなして再三断、廿兩を受納して十兩は市郎右衛門方へわたし、かく迄世話に成し宿払ひにはあらね共先請取給はるへし、此度出入も相濟理運には成りしか共、道中の雑用も(六十七ウ)なければ乞食を致して成共可帰とおもひしに、隣家の謝礼の残拾兩あれば古郷まで下らるへし、年月の御礼は彼地へ着の上幾重にも可致と念頃申ければ、市郎右衛門答て、我等も娘とも大勢あり、妻も若ければ此後産に臨み如何成る事か有なん、右の薬法を何卒伝へ給はれと歎きければ、安き事ながら右は一朝一夕に伝授も難成とていとなみけるを、市郎右衛門申けるは、此度給はりし拾兩の銀子も返進いたし候、追而金子等御差下不及、畢竟実儀を以これ迄世話もいたし候事、殊右薬は妻子の為に伝法を願ふに、承引なきこそいと恨めしき由て不興氣なりしかは、右医師も理に伏し、申さるゝ所実尤也、さらば伝授いたすへけれど、其容体により加減の法もあれば四五日も逗留の上とて、猶又十日程も市郎右衛門方(六十八オ)逗留し、三冊の書物を残し長崎へ帰りけるか、右薬法伝授の上則調合して実母さんと唱へ、産前

産後の妙薬の趣相触ければ、日々時々調ひに来る事引もきらす、纒の内ニ夥しく利分を得、薪商売など致すへきひまの無故、今は右売薬のみにて千両屋舗の四五ヶ所も所持いたし、當時有徳に栄へけるとや。

人性忌嫌ふもの有事

享保の頃御先手を勤し鈴木伊兵衛は極めて百合の花を嫌ひしか、或時茶会にて四五人集し折から、吸物出ていつれも箸を取しに、伊兵衛以外の不快^ニ而色あしく箸も取さる故、何れも様子尋しに、若此吸もの^ニ百合の根などはなきやといひし故、兼而嫌ひをも存せし事なれば、曾て右様の事なしと挨拶に(六十八ウ)及ひけるに、一坐の内の膳に百合の絵書たるありけり。人々驚きて早速引替ければ元の如く快く成りしと松下隠州かたりぬ。又土屋能登守殿の家来に樋口小学といへる医師のありしか、鼠を嫌ふ事甚しく、鼠の居候坐敷^ニ而は果して其様を知りける。或日同寮^ニとも相催し茶飯など振廻しに、小学をも招きけるか、折節小学は跡より来りし故、兼而渠か鼠きらひも余り異様也、いか、実事や難斗とて、鼠の死たるを取求め、小学か可居畳の下に入置、空知らぬ顔にて相待しに、無程小学も来りし故、彼是坐を譲り右の畳の上へ着座為致膳をも為出けるに、頻りに顔色あしく惣身が汗を流し甚不快の様子故、いか、いたし候哉なといつれも申けるに、挨拶成兼候ほどの様子、若右鼠の事なと申出さは打果しもせん(六十九才)気色故、孰れも口を閉彼是介抱し帰宅の事を乞ひける故人など附て送り返しけるか、さるにても不思議の嫌ひ也とて、無程人を遣はし様子聞けるに、宿へ帰りては何の障も無き

よし、其席につらなりし同家の鍼師山本東作咄なり。

天命自然の事

天明二年春の頃事隱密に済し由故其名前をしるさず。我もとへ来る人の其荒増を語けるは、下谷辺に御徒を相勤る人の妻女、元来其素性も正しからず、召仕ひ同様のものにてありしか、心たてかたくなにして立人人もいとひけるか、元来の頑悪にてや又は不義の隠し男にてもありしや、夫^江致方怪しき事ありし故、彼夫年久敷召仕ひし下男ありければ、妻か所行心得かたき趣語ければ、彼僕も左存るよし答へ(六十九ウ)けるに、或る日夫不快にて外より帰りしに、其妻食事など念頃にこしらへ其夫へ膳を居けるか、何歟いつに替りし所行難心得、彼下男も妻か食事へ何か入れしを見受し故、主人の前へ出目遣ひ杯にて知らせける故、子細あらんと食事は不好由申ければ、其妻折角拵へしよし^ニ而強而す、めけれど、汁を一口給けるが心悪敷故膳を突出し、兎角給間敷趣断、居間に臥りけるに、間もなく居間にて物騒しくうめき候趣故、下男も欠付見ければ右妻夫の首へ物をまとひ押倒し居ける。夫も力量ある男にて起上り、下男か持て来りし薪割にて右妻を打けるか、天罰にや急所^ニ当り即死しけるよし。近所の者も無程駈付けけるゆへしかくの事を語、内密にて事済候よし。極悪なるものもあるもの哉と是に記す。(七十才)

旧室風狂の事

宝曆の頃まで誹諧の宗匠をしける旧室といへる、丈高く異相僧にておも

しろき気性の者也。聊^ニ而も欲心なく、纒の衣も興に乗しては人に投与へなとしけるか、或日麻布辺の武士屋敷門前を通りしに、劍術の稽古の音しけるを聞て、頻に一本遣ひ見度心より、玄関^江に至り案内を乞ふて、稽古拝見を願ひ候段申入れれば、則坐敷へ請しけるに、色黒き大の法師故、全く天狗の来りて漫心^{マツ}を押へるならんと集りしものも呷きけるか、主人は年若き人故相応の挨拶ありければ、兎角しなひ打一本いたし度由故、実は道場には無之、内稽古なればと断かれと、遮而一本立合度と望みし故、無摠立会しに、元来宗匠なれば武辺の事知へき様無ければ、只一本にて(七十ウ)したゝか打れけるか、やかて坐敷^ニ上り、扱々痛きめ^ニ逢しや、硯紙を給はれとて筆墨を乞ふて、

五月雨に打れてひらく百合の花

旧室と書て帰りぬ。跡にて人に語りければ、例の旧室也と大に笑ひしとや。或時外宗匠共と一同諸候^トの許へ被呼、俳諧濟て一宿しけるか、其臥る所の床に出山の釈迦の掛もの有りしを、殊の外に誉て讚をいたし度と申けるを、同列の宗匠以外の外叱り、御道具を汚しける事必かゝる事あるましと再応教諭しければ、承知のよしにて臥りしか、夜更ひとり起て墨黒^ニ讚をなしけるとや。

蓮の実の飛んだ事いふ親仁かな

かゝる活僧なりしか、酒はいましむへき事也、一年本所辺の屋敷(七十才)誹席終りて帰る時、送りを付んとありしを断一人帰りけるか、いつくにて踏外しけるや、入水して身を終りけるとや。

奇病并鍼術の事

広瀬伯鱗は放蕩不羈にして、鍼医を業とし^子かかたへも来りし事あり。口并両手双足に鍼をはきみ一度に人へ施すゆへ、吉原町などにては五鍼先生といへる。彼者安藤霜台の方へ来りし時、同人祐筆何某を見て、御身は不快なる哉と尋けるに、不快なりと答ふ。暫ありて惣身汗を流し面色土の如く也。伯鱗これを見て肩へ一鍼を下しければ、うんと云ふて氣絶せしを、足の爪先へ亦一鍼を下ろし息を返し、夫より一兩日療治して快氣しけるか、伯鱗教示しけるは、御身来年の今頃を用心し給へ、又かゝる病氣あるへし、其時療治せば(七十一ウ)命恙なしと語りしか、翌年^ニ至其身も忘れけるや、霜台の許を暇を乞て神楽坂辺の武家に勤めけるか、果たして期年同病^ニて身まかりとしや。

有徳院様御鷹野先の事^附羅漢寺御請殊勝の事

賢君ある時羅漢寺筋 御成之時、大雨にて御召物も悉く雨にぬれ被為成候而、御膳所羅漢寺へ御立寄被遊、御躰^ニ被為成御上^ケ置の上に御着座被遊、其儘^ニ而住僧を被為召上意有之けるとや。天下の主将はかく御所傍なき事左もあるへき事也。其節の羅漢寺 御目見之節、雨天は如何^ニ候得共御獲物も多く恐悦之段申上けるを、御側廻^リの若き衆、上の御機嫌克を恐悦とは可申事ながら、出家の身分にて御獲(七十二才)物の多きを悦しけるは何とやら似気なしと笑ひければ、達 上聞、若きものとの却而心得違なれ、出家の身にてこそ殺生は戒むへけれ、將軍の

放鷹に得物あるをは可悦事なり、流石に憚僧なりとて、却而御賞美ありけるとや。

土屋相摸守御加増ありし事

畿有院様御代より 有徳院様御代迄勤仕ありし土屋相摸守父但馬守は、土屋惣藏次男にて小録ころくより四万石ニ昇進し、其子相摸守引続老職ニ至り、一代ニ五万石の御加増拜領ありて当時九万石余の諸侯たり。右相摸守老年ニ至、加判之列御免之上隠居いたし度段被願けるに、有徳院様御聴ニ達し、加判之列御免勝手次第登 城の様(七十二ウ)被 仰付、隠居之儀は御差留ありけるか、暫くありて老万石御加増ニ而願之通隠居被 仰付けるか、隠居後は一度登 城ありし由。老職之通御城内下座会釈等有之、御老中口より登 城之由。其節の相摸守ニ勤めし石川自寛八十歳余余ニテ子か許へ来り咄ける。いにしへは致仕之砌御加増ありし、珍らしき事ゆへ記之。

時代うつりかはる事

右老人自寛咄けるは、同人事元録こともと十四年浅野家士仇誓の年の出生にて、大地震は覚へず、砂の降りし事はおほるに覚へしか、強く降る時は昼もくらく覚けるよし。根津権現今の通御建立にて、其砌殊之外賑はひし事も覚へたり。其外世中の様子思ひ合すれば悉く違ひし事、自寛など(七十三才)若年の時は殊之外若衆流行、渡り小性など迎大名旗本にて美童など抱へし事也。自寛も壮年の頃は右渡り小性を致、土屋家譜代ともも無

之、其砌より相摸守に勤仕のよし。我も美少年ニ有りしとかたりしか、唐詩の紅顔の美少年半死白頭翁をおもひ出ておかしく、こゝに記之。

前生無とも難極事

紀州南龍院殿逝去已前御遺辞有て、若御逝去あらは岡の山といへる所に葬り可奉旨也。右場所は若山御城下近くに有りし由。然ん処御逝去ニ付其御場所へ御廟穴を掘けるに、一丈余も下りて一ツの石柳あり。右柳の内に一鉢一杖あつて外ニは何もなし。石柳の蓋に南陵の二字顕然とありけるか、其已前御法号は御菩提所より差上しに南陵院と有之、誠ニ符節(七十三ウ)を合せたる事と、其頃の人驚歎し今も紀陽に申伝るよし、安藤霜台物語なり。

不思議なしとも難極事

安藤霜台の家来ニ何の幸右衛門と云へる者あり、苗字は忘れたり。此幸右衛門始一人の男子ありしか、五六才ニ而甚聰明にして文字なども年に合せては奇に書しに、七才ニ而果なく成りしよし。右の死せんとせし前かたに、法名をつきけるとて即休と申二字を数紙かきし故、親くも忌はしき事ニおもひ叱り制しぬれと用ひすして書しか、無程相果ける故菩提所へ申遣、葬送の事など申送ければ、寺ニ法名を付しに即休と書てこしける故、此法名は家内より聞し事もやと寺僧に尋しか、いさ、か不知由にて、いづれも奇怪を歎息せりと物語なり。(七十四才)

尊崇する所奇瑞ある事

是も霜台の家士にて富田作次郎といへるもの有。日蓮宗ニ而先祖は日蓮の由縁の者にてありけるよし。先祖より靈仏の釈迦を所持いたし常に鼻昏袋に入て懐中しけるに、或日浅草へ詣て途中ニ而右鼻紙帛を落しけるや、又昼盜の為に被奪けるや紛失しけるに、右鼻昏入に可入書付金子の類もなければおしむニ足らずといへとも、伝来之尊像紛失を歎きかたりて其夜は臥ける。翌朝手水遣はんとて己か住ける長屋の椽に立けるに、手水所の草中ニ光る物ありし故、如何成る品やと取りあけ見ければ、昨日失ひし尊像なる故、大ニ驚ひて今に尊敬して所持しけると語りぬ。

一心の決する所成就する事

(七十四ウ)

今世に行はるゝ一切経の翻刻せし僧は、晩学の禪僧にて、始は一向宗の寺僧成りしか、或日檀家より娘の法事とて齋米を送りしを下女持参せしに、坊守なる女右齋米を見て、能き米也、殊ニ潔白なれば昨の飯にいたし可然といひしを聞て、一向宗は無慙なりしと勸して其席より出奔して上京しけるか、去々禪林に入て其訳を語り禪室の行ひをなせしか、何卒生涯に一切経を翻刻して誤りを糺度由を師の坊へ願ひければ、側に聞し同寮の出家とも、身に心せぬ大願とて目引袖引笑ひけるに、流石に師の坊は見る所ありしや、成就疑ひ有へからず、尤の願ひと答へける。夫より往還多き粟田口とやらの海道に立て、往来の者へ右経翻訳の建立の訳を述て合力を乞ひしに、耆人の(七十五才)侍通りかゝりしか、何程乞

ひても挨拶もなし。やかて耆里余も付けれと見向もせざりしか、一里半程も附てひたすら合力を乞ひければ、扱くうるさき坊主かなとて、一錢を懐中より出し与へければ、難有とて殊の外歎ひし故、右侍立帰、はるくの所附来一錢を怡ひ候心を問ひしに、今日大願のはしめ一錢を乞得されは我心法迷ひぬ、此一錢を得し故最早一切経成就の心歴然におもふといひしか、果して日ならず一切経翻刻成就しけるとなり。

名君世の助けを捨給はさる事

有徳院棟風与御考有て、夏の夕軒に群れ候蚊を御近侍へ被 仰付、もじの袋を拵へふり候而御為取被遊けるか、蚊もそれたけ少くありしに、右の蚊を御外科衆へ被 仰付、膏薬にいたし吸(七十五ウ)膏薬に用ひ給ひしか、腫腦をすふ事に奇験ありしと、安藤霜台の語り給ひし故、予か許へ来る医師に其事語りければ、都而の薬劑も道理を賣て相用ひ候事多きなり。明君の賢慮難有事と答へぬ。

異物亦奇偶ある事

加州の軽き侍のよし、其身いかなる事にや陽物尋常ならず、壯年過ぬるまで人事をなす事あたはず。人間に生れて常に其片輪を悔けるか、風与思ひ付て浅草観音へ詣て、帰るさに右往還の巷に情を商ふ娼婦あり此娼婦は俗にけころといひて。軒を並へ往来の人を呼込間、彼家へよりて右女に我身の訳を語り其陽物を見せけるに、いつれか交るといふ者なく、或ひは驚き或は笑ひて断を述けるか、其内に耆人只笑ふのみにて強て(七十六才)い

なまさりしかはつほく申談ければ、先其業なし見給へ、しかし支度ある間明日来るへしと答ふ。此男誠に玉女を得たりと欲ひて、あけの日又至りければ殊なく雲雨の交りをなし畢。やかて親方なるものに断、相応の身代。金をあたへて引取、妻となし榮へけるとや。

武辺手段の事

寛延の末にもありなん、日本左衛門といへる盜賊の張本ありて召捕れ刑罰になりけるか、其余類に老人の山伏あり。三尺に廻り老寸余の鍔棒を所持して、是にむかふも手を不負はなかりし。其手練早業いふはかりなく、依て諸國にて手に余りし悪兇なりけるを、大坂の町同心の内に武辺の者ありて、手段をもつて雖なく召捕けるよし。其手段を尋るに、此同心五尺程に廻りも(七十六ウ)式寸^ニ近き鉄棒を拵へ、姿を替へて彼山伏か宿^ニ至り、知る人^ニなりて段々物語の上、側にありし鍔棒を見て、扱々御身はすさまじき鉄棒を用ひ給ふ哉、我等も鍔棒を好所持いたし候か、其業存る様^ニ無之由を申、持參の鉄棒を彼山伏に見せければ、山伏も驚きて、さてく御身は力量すさまじき人かな、哀れとくと見せ給へとて、己か鉄棒を同心へ渡し、同心持參の鍔棒を請取賞し詠める様子を見斗ひ、彼山伏か渡したる鉄棒をとつて声を掛け、山伏の真向を打けるに、山伏も心得たりと取替し鍔棒を取上しか、兼而遣ひ覚し寸尺より遙に延て持あつかいも悪き故、存るやうに働きたく、其内手組のものも立入難なく召捕しよし。面白き手段と人の語りぬ。

怪僧異蹟の事

(七十七才)

小日向辺に住ける水野家祖父の代とや、右筆しける家来或日門前^ニ居けるに、老人の出家通りけるか、右祐筆に向ひ、今日無拠書の会に出侍る、其許の手をかし給はるへしといひける故、手をかし候とていか様^ニ致し候事故と尋ければ、唯兩三日借し候と申儀承知給はり候得は宜よし申ける故、あやしき事とはおもひながら承知のよし答へけるか、無拠主人の用事ありて筆を採けるか誠に一字を引事もならされは大^ニ驚き、主人より尋けるゆへしかく^ノ事ありしと申けるか、兩三日過て彼の奇僧来りて、さてく御影にて事をとけ忝よし、何も礼可申品もなき由にて、懐中より何紙に書候ものを出し、是は若近隣火災之節此品を床にかけ置候は、火災遁るへしといひて立さりぬ。主人へかく^ノの訳を告て、右書しものをは主人表(七十七ウ)具して所持いたしける。其後は右祐筆元の通り手跡も出来けるよし。其後近隣度々火災ありしか、其度々右掛物をかけ置しに水野家はのかれけるか、或時蔵へ仕廻置、かけ候間も無りければ、家居は不残焼てあやしの蔵なれとも残りけるとや。

羽蟻を止る呪の事

羽蟻出てやまさる時、

双六のおくれの筒に打まけて羽蟻はおのかまけたなりけり

右の歌を書いて、フルべフルヘト、フルべフルヘト唱へ張置は極めて止と、与住氏の物語なり。

焼尿まじないの事

大沢に大蛇かやけておはします其水を付るといたまます(七十八オ)ひりつかす

右之通唱へて水をかけ洗へは、極めて痛みを去ると、人の物語なり。

蠟燭の流を留る事

風の当る所ろふそく片口出来て流候節、小刀の先にて叶といへる文字を左字に三遍書候へは、流れ止ると或人のかたり侍る。(七十八ウ)